

衆議院 法務委員会 議 録 第 六 号

平成十七年三月二十二日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 塩崎 恭久君
理事 園田 博之君 理事 田村 憲久君
理事 平沢 勝栄君 理事 吉野 正芳君
理事 津川 祥吾君 理事 伴野 豊君
理事 山内おさむ君 理事 漆原 良夫君
理事 井上 信治君 理事 大前 繁雄君
理事 加藤 勝信君 理事 左藤 章君
理事 笹川 堯君 理事 柴山 昌彦君
理事 谷 公一君 理事 早川 忠孝君
理事 松島みどり君 理事 三原 朝彦君
理事 水野 賢一君 理事 森山 眞弓君
理事 保岡 興治君 理事 柳澤 伯夫君
理事 柳本 卓治君 理事 加藤 公一君
理事 河村たかし君 理事 小林千代美君
理事 佐々木秀典君 理事 樽井 良和君
理事 辻 恵君 理事 中村 哲治君
理事 松野 信夫君 理事 松本 大輔君
理事 江田 康幸君 理事 富田 茂之君

法務大臣 南野知恵子君
法務副大臣 滝 実君
法務大臣政務官 富田 茂之君
最高裁判所事務総局民事局長 高橋 利文君
政府参考人 (総務省自治税務局長) 板倉 敏和君
政府参考人 (法務省民事局長) 寺田 逸郎君
政府参考人 (国税庁課税部長) 竹田 正樹君
政府参考人 (国土交通省土地・水資源局次長) 日尾野興一君
法務委員会専門員 小菅 修一君

委員の異動
三月二十二日

辞任

補欠選任

笹川 堯君 加藤 勝信君
仙谷 由人君 中村 哲治君

同日

辞任

補欠選任

加藤 勝信君 笹川 堯君
中村 哲治君 仙谷 由人君

三月十八日

刑務所内における人権救済に関する陳情書(東京都府中市晴見町四の一〇鄭錦芳)(第八〇号)
公証人法の改正に関する陳情書(東京都千代田区霞が関の一の三梶谷剛)(第八一号)
公的付添人制度の拡充に関する陳情書(福島市山下町四の二四武藤正隆)(第八二号)
債権管理回収業に関する特別措置法の改正反対に関する陳情書(仙台市青葉区一番町二の九の一八鹿野哲義)(第八三号)

治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する陳情書(和歌山県那賀郡桃山町大字元三八一山下忠男)(第八四号)

同日

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県秩父市議会)(第四八二二号)
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(埼玉県富士見市議会)(第四八二二二号)
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(兵庫県美方町議会)(第四八二三号)
「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書(和歌山県花園村議会)(第四八二四号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県東郷町議会)(第四八二五号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県東郷町議会)(第四八二五号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県東郷町議会)(第四八二五号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県東郷町議会)(第四八二五号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県東郷町議会)(第四八二五号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県東郷町議会)(第四八二五号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県船岡町議会)(第四八二六号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書(鳥取県八東町議会)(第四八二七号)

○塩崎委員長 次にお諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局高橋民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上信治君。

○井上(信)委員 皆様おはようございます。自由民主党の井上信治です。よろしく願いいたします。

まず、私、先週の参考人質疑にも質問に立たせていただきましたが、大変有意義であったなというふうに思っております。専門家の皆様方、基本的にはこの筆界特定制度に賛成であるということ、心強い思いがしたのでありますけれども、そうはいっても、質問をさせていただいた中で、やはり細かい点ではいろいろ御意見があるということでありましたので、そういった点について、きょうは特に政府の方に御質問をさせていただきたいと思っております。

まず大臣にお聞きしたいんですけれども、この筆界特定制度を新たに作るということの趣旨、目的、あるいは現在どんな状況にあつて、こういったものをなぜつくらなければいけないのか。特に、現行でも境界確定訴訟といった制度がありますから、それとの関係も含めまして、どういった趣旨で今回の筆界特定制度に臨むのか、強い決意というものをぜひお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○南野国務大臣 御質問にお答え申し上げます。筆界特定制度は、土地の筆界の迅速かつ適正な

特定を図り、筆界をめぐる紛争の予防及び早期解決に資するために、土地の所有権の登記名義人等の申請によりまして、筆界特定登記官が外部専門家の意見を踏まえて筆界を特定する制度でございます。

現状におきましては、筆界をめぐる紛争を解決する手段といたしましては境界確定訴訟しかございませんが、境界確定訴訟は当事者から見れば、隣人を訴えたり、かつ、必要な証拠資料はみずから収集してそれに充てなければならぬという負担がございます。そういう意味で、簡易迅速に行政レベルで筆界を明らかにする制度といたしまして筆界特定制度を創設することとしたものであります。

筆界特定制度は、登記官が筆界の現地における位置についての判断を示すものですが、最終的に筆界を法的に確定する必要があるときは従来どおり境界確定訴訟によることとしております。すんなりそれが展開できれば裁判に持ち込まなくてもいいのかなというふうにも思います。

○井上(信)委員 大臣のおっしゃるとおり、本当にそういった意味ではしっかりとその区分けをいって、両制度のよりいい点を国民の皆様にご利用していただくということが大切なことというふうに思っております。

私が思いますのは、あとは、経済的な負担が大きいですと、あるいは訴訟ですからどうしても審理が長期間にわたってしまう。ですから、こういったことに限しても、今回の筆界特定制度であれば、その辺を考慮していただいて、ちゃんと活用しやすい制度にぜひいただきたいというふうに思っております。

そもそも、私が思いますのは、土地の境界をめぐる紛争ということであると、いわば私法的な所有権界の問題と、それから公法的な筆界、この問題が複雑に絡み合っている。実際上はこの筆界特定制度も所有権界に影響を及ぼすわけでありますから、そういう意味ではこの関係の整理というのが非常に難しいのかなというふうに思っております。

まず、

何うところによりまして、今回のこの法案作成の過程に当たりまして、パブリックコメントやいろいろな手続の中でその方針を変更したというふうになっております。

例えば、境界確定を、職権で行うのではなくて、地権者の申請で行うということではなくて、更されたとか、あるいは、もともと行政処分と考えていたものを、そうではないということである効力の問題についても変更した、そういったような話があるわけでありまして、こういった点について、一体どういう趣旨で前の案を今の案に変えたのか、その辺のところの御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○寺田政府参考人 ただいま大臣から申し上げましたとおり、この筆界の確定、裁判手続でございますと境界の確定という言い方をしておりますが、については、かねてから非常に大きな問題だ、登記制度の中でスムーズにいかない問題の一つであるという認識を持っております。

そこで、民間の方々、学者の方々を含めまして、この問題について一体どう対処するかということを検討したわけでございます。それが、今委員の御指摘にありました、平成十五年から十六年にかけての研究でありまして、その結果、基本的には行政処分で行うという御提案が、それだけではなく職権もあり得る、そういう御提案があったわけでありまして、これがいわゆる土地境界の制度の創設に関する要綱案でございます。

そもそもでございますけれども、先ほども話題に出しました裁判所の境界確定制度にいたしまして、本来的に、訴訟というよりは非訟事件に近い性質のものである、したがって、本来行政でなし得ないものではないという整理がされていたわけでありまして、そこで、最終的に、行政の責任においてやるという強い意見がこの要綱案において示されたわけであります。

しかしながら、要綱案を発表いたしましたして、平成十六年の六月から約一カ月、パブリックコメント

トという形でいろいろな方々の御意見を伺ったわけでありまして、その中には、非常にこの点について強い懐疑を示される御意見がございました。なるほど行政の責任でやりになるのは一つの考えかもしれないけれども、境界確定訴訟を廃止していきなり全部行政で行ってしまうということでは、非常に、何といいますが、問題の解決として強くなり過ぎないかということでありまして、

具体的に申し上げますと、結局、行政処分ということになりますと、その行政処分に至る過程でさまざまな手続を踏んだ上で、しかしそれに異議があるということになると、行政訴訟ということになるわけでありまして、最終的に行政訴訟は裁判所で確定するわけでありまして、その間に、仮に処分ということになりますと、それが、問題があればその処分の取り消しということになるわけでありまして、そうすると再び、最初から線を引き直すという作業を、もう一度行政処分に立ち返ってやらなければならない、極端な場合にはぐるぐるぐるぐる回ってしまうというような危険があるのではないかとということが実際的な問題としては挙げられます。

また、職権で行うということも、必要性があることは、一方でそういう場面があることは認められるわけでありまして、しかし他方、圧倒的多数の場合には、実際には、今まで隣のうちの間の紛争という形で処理されてきたものが、いわば寝た子を起すような形で、自分が争うつもりもないのに、この点について、一体正しい線はどうなのかということで問題にされたあげく、結局、行政処分という形で決まってしまうというものは、全体のバランスからいってやや強過ぎるのではないかと、もう少し、やはり紛争解決ということからスタートして、それで実績を積み上げた上でそういう強い形をとるべきではないかという御意見もあつたわけであります。

したがって、そういうような御意見を参照いたしまして、最終的には、現在の案に見られま

すように、職権ではなく当事者の申し立てによつ

て手続を開始して、その効力も、本質的に、行政処分ということではなくて、結局は事実の発見という形で、証明力を高めるという形でその効力を持つ手続という位置づけをしたわけでございます。

○井上(信)委員 よく御説明は理解できるところであります。私も、そういう意味では、今の案の方が、地権者の権利ということと考えるとより適切ではないかなというふうにも思っております。しかし、そうであるならば、なぜ当初から今のような案を作成しなかったのかなというのはいさよつと申し上げたいので、あえて申し上げません。

次に、境界確定訴訟と筆界特定制度ということで、その関係がなかなか難しいということでありま

すけれども、では、実際、その新しい制度、せっかくつくったわけですから、これはたくさん国民の皆様にはやはり活用してもらわなければいけないと思うんですね。実際にはどれぐらい活用される見通しがあるのか。

何うところによりまして、訴訟自体は年間千件くらい。先週の参考人質疑の中では、そうはいっても訴訟にならない土地の争い自体はもつとあるよという話も弁護士会さんの方からお話いただいたんですけれども、実際のところ、例えば弁護士会さんもおっしゃっていただいたように、いわば境界確定訴訟の中で、過程の中でこの筆界特定制度が活用される、これはこれで一つの方策だと思いま

す。しかし、それだけなのか。

やはり筆界特定制度単独で利用されるようなニーズがたくさんなければ、むしろ境界確定訴訟の中に組み込んだ制度にした方がいいわけですから、こういった関係性も含めて、今後の活用の見通しについてお聞かせいただきたいと思えます。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、一方で境界確定訴訟というのは実績があまりになるわけでありまして。しかし、先ほど委員も御指摘になられたように、コストもかかる、期間も相当日数を要する、手続的にも非常にいわば重たい手続

であります。実際に、心理的な面も含めまして、訴訟を起こされる方がちゅうちょされる件数は相当ある。にもかかわらず、年間、この非常にややこしい訴訟であります境界確定訴訟が千件あるわけであります。私どもは、少なくともこの千件という数字から見ますと、相当にこの新しい制度の利用というのは数は多くなるのではないかとこのふうに見込んでおります。

具体的に申し上げますと、今申し上げましたように、この制度の最大のメリットは何かといいますと、全体を把握できるということでありまして、これは専門家が関与いたしましたし、しかも登記所が関与いたしましたし、境界もその部分だけを見るのではなくて、その周囲も、境界もどうなっているかということのいろいろ参照しながら決めるわけでありまして、首尾一貫性と申しますか、そういうことに意を払える体制になるわけでありまして、そういうことのメリットを強く感じていた、なければ、かつ、簡易迅速なという側面が出れば、この手続を相当御利用になられる、これは裁判とは関係なしに御利用いただけるのではないかとこのように考えております。

他方、しかし、裁判との関係につきましても十分意を払わなさいいけないわけですが、具体的に申し上げますと、先ほど御指摘がありましたように、裁判所にとりましても、こういう専門家の関与というのはいろいろ問題になるところであります。裁判手続でも、司法制度改革の過程で専門委員という制度を導入いたしましたし、いわば専門家をこういう手続に関与させることができないわけではございません。しかしながら、一方で、専門家をこの手続に特定した活用を、これで行うようにする体制が整うわけでありまして、裁判所の方にも申し上げます、この手続を裁判所としても御利用いただける道がないかということも考えたわけでありまして。

本来ですと、裁判手続を一たん中止いたしましたこの手続に、いわば境界の確定、筆界の確定の実質を決めていただくという手続があった

もいわけでありまして、先ほど申しましたように、あくまでこの手続は実体に踏み込んで所有権の問題を解決するわけでもございませぬし、また、最終的に行政処分としての効力があるわけではありませぬので、そこで、そういう公的な意味での裁判の中止というような手続をとることは残念ながらできません。しかし、裁判官によりましては、この手続の方が適当だということになれば、この手続は一体どうなるかということに關心をお示しになるのは当然のことだろうというふうに思います。

そこで、少なくとも百四十七条では、この境界確定を審理する裁判所が、この筆界特定手続の記録の送付を職権で囑託することができるという規定を置いておりまして、関連を保っているわけでありまして、これ以上、実質上の取り扱いとしては、裁判所が、こちらの方の手続が適当だということであれば、まずそちらでやってきたらどうですかというふうな当事者に勧めて、当事者がそういうふうに応じられれば、裁判の手続は事実上、そこで追って指定のような形でとめておいて、こちらの手続の結果を待つて境界確定訴訟をしつかりやっていたら、そして、これからこの法案が成立すれば運用の話になるわけですから、大いにPRをして大勢の地権者に活用してもらいたいというふうに思っております。

○井上(信)委員 ぜひ裁判所との協議というものをしつかりやっていたら、そして、これからこの法案が成立すれば運用の話になるわけですから、大いにPRをして大勢の地権者に活用してもらいたいというふうに思っております。

ただ、本当にたくさん活用されれば、今度は行政側の体制、対応は十分なのかという問題が出てくるというふうに思っております。先週も土地家屋調査士会さんの方からは、しつかり登記官の育成に予算をかけるべきだという御意見もありました。私も、法務局単位で一人か二人配置するというようなお話を伺っていますので、それで本当に足りるのかなということも懸念しております。

す。この体制が十分だと考えているかどうか、その点について御意見を伺いたいと思います。

○寺田政府参考人 この手続の最終的な責任者というのは、この改正案に示されておりますとおり、筆界特定登記官というものでございまして、それは全国の五十局に現在のところは一人ずつ配置するというつもりであります。もちろん、今後、この手続が非常に頻繁に利用される、数多く利用されるということになりましたら、その体制を強化したいと考えております。

しかし、他方で、この手続について、法務局の職員が現地の測量のお手伝いをいたしましたり、いろいろな形で協力をすることになっております。その面では、決して筆界特定登記官だけが法務局でこの手続にかかわるというわけではありませぬ。

一方、能力の問題でございしますが、登記の中で大きく分けて、権利の登記と表示の登記という二つに分かれておりまして、表示の登記は昭和三十五年に確立された制度でございしますが、かつての法務局の中では、なかなか表示の登記の専門家というのはいりませんでした。そこで、私も、かねてから測量の専門家に半年、数十名の職員を毎年派遣いたしました。この面での、測量を含めた表示登記での技術的な訓練の実施を行い、能力の向上に努めてきたわけでありまして。

これは今日では千名以上の者がこれにかかわっているわけでありまして、全国で表示登記専門官と言われる者が全体で二百五十名程度おりますが、その中の相当部分がこれらの測量技術を現に会得して、かつ、実際に境界の確定等の実務に携わった経験を有する者ということで、今日では相当体制は強化されてきているというわけでございますが、この手続もできました以上は、なおこの方面での能力向上に一層努めて、表示登記の強化、人的な体制の充実強化に努めてまいりたい、このように考えております。

○井上(信)委員 おっしゃるとおり、とにかく登記官の質、そして量ともにしつかり充実させてい

かなければいけないということで、むしろその予算獲得は我々がしなければいけない話かもしれませぬけれども、これはやはりしつかりやってまいりたいなというふうな思っております。

それから、先週の参考人質疑の中でも、これも皆さん方共通しておっしゃっておられたことでありまして、私も、そもそもこの筆界特定制度の前には、やはり地図整備をしつかりやっていたかなければいけないんじゃないか、こういうお話があると思うんです。今、四六%だけ地図整備が行われているということであって、本来はやはり、この日本の国の土地のあり方、これをしつかり表示しておく、一〇〇%できていて本来当たり前じゃないかなというふうな思うことであります。これはもう国家の重要なインフラでありプラットフォームでありますから、それをやはりしつかりやっていくべきだと非常に強く思っております。

ですから、この地図整備、これに対する今後の取り組みの決意を、大臣の方からぜひよろしくお願いしたいと思っております。

○南野国務大臣 本日に御指摘のとおりだと思っております。

地図は不動産の権利変動を公示する不動産登記制度の基本をなすものであると思っておりますし、その整備の重要性については、法務省としても十分認識いたしているところでございます。これから着実に整備を進めてまいりたいというふうな思っているところであります。

また、このような地図整備の重要性にかんがみまして、法務局としましては、独自に地図を作成するとともに、国土調査法に基づきまして地籍調査に積極的に協力するなど、地図の整備の推進に努めているところでございます。今後ともこのような地図整備の方策を積極的に推進してまいりたいと思っておりますので、よろしくまたお願いいたします。

○井上(信)委員 ありがとうございます。地図整備に関して、いわゆる地籍調査、国土交通省がやっている地籍調査と、そして法務省が

やっている十七条地図の作成ということで、これについて、一般の方が聞くと、その違いがよくわからない、いわゆる役所の縦割りなんじゃないかなという印象を持つと思うんですね。

しかも、地籍調査の方は、しっかりやっていくということで、来年度予算も二百三十七億円というところでかなりの額がついているんですけど、法務省の方は相変わらず六億円程度ということで、大変少ないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味では、法務局の備えつけ地図というものであれば、これは一義的には本来法務省がやるべきものだと私は考えておりますので、その辺のところをどのように考えるのか、そしてまた、縦割りだというふうに言われないように、国土交通省とどのような連携をとっていくのかについて、改めてまた大臣から見解を伺いたいと思います。お願いいたします。

○南野国務大臣 本日に先生の御指摘のとおりだと思いますが、平成十五年六月、内閣に設置されました都市再生本部から示されました民活と各省連携による地籍整備の推進、この方針につきまして、都市再生のための施策を強力に進める前提といたしまして、法務省と国土交通省とが協力いたしまして、都市部の登記所備えつけ地図の整備を積極的に推進するというものでございます。

この方針の中には、法務局みずから行う地図の作成作業、それは都市部の地図混乱地域でありまして、特に緊急性及び優先度の高い地域を実施し、そのほかについては国土調査法に基づく地籍調査によって整備することとされておりまして、これにより役割分担と連携が図られているところでございます。

なお、法務省といたしましては、法務局におきまして地籍調査に積極的に協力するところほか、登記所に備えつけられております地積測量図を活用しまして、地籍調査素図といいますが、その作成についても積極的に協力していくことといたしております。

また、まだ田舎の方にいくと時間がかかるのかなと思っておりますし、私の住所もまだ先の方でないと地図がでないのではないかと思っております。

○井上(信)委員 ありがとうございます。

私も、東京選出であるんですけども、東京の中では最も地方色濃いところでありまして、都市部の地図整備が全然進んでなくて、うちの地元も本が大変な思いをしております。ぜひよろしく願いたいと思います。

それと、あと、先週、参考人質疑を伺っていて非常に気になった点でありますけれども、弁護士さん、司法書士さん、土地家屋調査士さん、この役割分担というものがちよつと明確じゃないかなというものを非常に強く感じました。これはそもそもこの筆界特定制度に限った話ではないのかもしれないけれども、やはりそれぞれの専門技能に応じて、それが国民のためになる役割分担をしっかりとやっていくこの制度全体を支えていただくというのが筋だと思えます。

そうした中で、特に御意見があった、例えば土地家屋調査士会さんからは、測量の能力を伴わない、法務局備えつけの地図作成にかかわらない司法書士の手続参加に驚いているとか、そういったような意見もありました。ですから、そういったような役割分担についてどういった考えでどのような整理をされたのか、ここを改めて伺いたいと思います。よろしく願います。

○寺田政府参考人 大変重要な御指摘です。

と申しますのは、この手続の本質が何かということとは先ほども御説明申し上げましたが、一方では表示登記の延長上にあります処分、これは裁判所の境界確定ですら、本質的には裁判の中の非常に非訟的な性格が強いものでありまして、行政処分性になじむ手続であります。しかし、他方では、先ほども、これもまた御指摘申し上げましたけれども、実際には日本の全国で境界を確定してほしいというニーズがあるというのは、基本的にはやはり紛争性のあるところでございます。した

がいまして、その両者をいわばミックスしたような形が、この制度の底には本質的な性格としてあると言わざるを得ないわけでありまして。

そこで、この手続も、表示登記の専門家であります土地家屋調査士の皆さんと、それから紛争解決の専門家であられます弁護士さん、それから簡易裁判所ですというところを、特に境界確定訴訟を含めて認められている認定司法書士の皆さん、こういう方々が代理をすることができるようでありますし、またこれらの方々の中で非常に専門性が高い方々は、これはこれらの方々に限りませんけれども、この手続にいわば調査委員側として参加していただくわけでありまして、そういう意味で、皆さんがそれぞれの役割、それぞれの専門的、特性を生かしてこの手続に参加していただく、これが基本的な発想でございます。

確かに、一部の司法書士の皆さん、あるいは弁護士の皆さんもそうでありましようけれども、測量ということに対して必ずしも御理解がないことはそのとおりかと思えますけれども、しかし、現在の境界確定訴訟においてもそのようなことはあるわけでありまして、そのようなこと、つまり測量そのものの技術というものがもし足りないというのであれば、それを何らかの形で補った上で訴訟をされるというのが通例でございますので、これらの方々がおよそ参加してはならないということではやはりないのではないかなというふうに考えたわけでございます。

○井上(信)委員 とにかく、専門家の方々がしっかりと納得できるような役割分担ということでしょうか。用に当たっては、やはりそれらの方々が協調してやってもらわなければ、これはもう利用者の国民が困るわけですから、そこをを考えていただきたいというふうに思っております。

それから、最後になりますけれども、費用負担の話、これについても御意見がありました。先ほどから申し上げているとおり、いわば私的な所有権界の話であれば、これは申請人の方が負担するというのはよくわかるんですけども、他方で公的な筆界特定といったような性格も持っているわけですから、そうなりますと、ある程度公的負担が必要なのではないだろうか、こういった意見もあるわけでありまして。特に、弁護士さんからは、そういった費用負担に関する規定が明確でない、あるいは今後省令にゆだねられている部分があるので、そこについてはしっかりと協議させてほしいといったような御意見もありました。

ですから、このところをやはりこれから考えていただきたいと思いますけれども、その点について見解をお願いいたします。

○寺田政府参考人 これもおっしゃるとおり、この手続の性格からいいますと、基本的には公の部分、つまり国ないし公的機関の側で調査をして進めていかなきゃならない部分が本来的にはゼロではないだろうというふうには考えております。しかし、他方、紛争性のある事案の解決という意味では、やはり境界確定訴訟と同様に当事者に御負担をいただくかきやならない部分もあるわけでありまして、当事者の方々には、まことに恐縮ではございますけれども、必要最小限の御負担はいただくということをお願いをいたしたいと思っております。

なお、先ほど、弁護士会の方から、この手続の中で、省令で定める部分を含めまして、やや費用の負担についてあいまいな点があるという御指摘があったとのことでございますけれども、当然のことながら、今後、費用の点に限らず、運用というのには相当に、これを担っていく専門家の方々の御協力なしにはできませんので、さまざまな面において十分な御協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○井上(信)委員 大変ありがとうございます。最後に、とにかくこの日本の国あるいは日本人というものは、昔から土地神話ということも言われております。土地の資産価値が非常に高い、あるいは自分の生まれ育った土地というものに非常

な愛着を持つているわけですね。ですから、土地に対する愛着あるいは執着、こういったものに対して、やはり非常に繊細な対応をしていかなければいけないと思うんですね。

ですから、この筆界特定制度、この運用次第によつては、本間にこれがどういうふうな、いい方向に転がっていくのか、あるいはまた余計な混乱をもたらしてしまうおそれもないとは言えませんが、そういった日本人の、我々の気持ちの特性に合わせたような、ぜひそれを考えていただきたい、今後の運用についても配慮をいただきたい、そのように思います。どうもありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 おはようございます。公明党の漆原でございます。

まず最初に、この不動産登記法等の一部改正について、まず大臣に御質問させていただきます。今回の法改正は、不動産登記法を改正して新たに登記官が申請に基づいて筆界を特定する、こういう制度を設けるものではございますが、提案理由によれば、この制度は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資する、こうされております。登記所の備えつけの地図を整備するためには筆界未定地の解消が重要な課題であると考えておりますが、今回提出された法案の理解として、新たな筆界特定の制度はこのような地図の整備にも役立つ制度であると考えてよろしいかどうか、大臣にお伺いします。

○南野国務大臣 現在行われております地籍調査や登記所備えつけ地図の作成作業におきましては、土地の筆界の認定は隣接する土地の所有者の確認を得て行う取り扱いとなっておりますが、確認が得られませんがやはり筆界未定地となる、今先生がおっしゃったとおりでございます。

新たな筆界特定制度は、筆界につきまして争いがある場合でも、一方の土地の所有者の登記名義人が申請いたしますれば、他方の土地の所有者の同意の有無にかかわらず、筆界特定登記官におき

まして筆界を特定することを可能とするものでございますので、筆界未定地を解消するための手段として、地図の整備に役立つものとも考えております。

○漆原委員 新しい制度で筆界特定というこの筆界という言葉ですね。なかなか耳慣れない言葉でございまして、まず読み方、ヒツカイと読むのかヒツカイと読むのか、この正しい読み方をまず教えてください。それから、今まで境界確定という制度があった。なぜ今回筆界特定という制度を設けられたのか。二つあわせてお尋ねしたいと思

います。

○寺田政府参考人 まず、この読み方の問題でございますが、これは非常に難しいところでございまして、かつてシャクヤナのかシャクヤナのかというところで委員会でもお尋ねがございました。それは委員会なりの理解としてシャクヤナというふうにお決めになったこともございました。私どもも特に、このヒツカイないしはヒツカイを、どちらでお読みいただいても差し支えございませんが、私は関東でございまして、仮にヒツカイと読ませていただきます。

この筆界でございしますが、もともと土地の境というものにはいろいろな性格がございますけれども、所有権の境と、筆、公的な、例えば税務でも一つ一つの単位として扱うものの境というのは、かつては未分化でございまして、いわば占有している境と、それを所有しているという権利の境とそれを公的にどう扱うかということの境とが概念的には一致していたというふうに思われます。

しかし、その後、私的経済が随分発達いたしました。明治以後、日本も随分この面において土地の取引が盛んになってきたわけであります。その際に、税務上の扱いあるいはその他公的な事務の扱いということと切り離されて、所有の範囲の境というものが概念されるようになりまして、これは具体的には、例えば占有を長く続けていて取得時効が起きますと、最高裁の扱いでは、必ずし

も公的な境ということとは無関係にその取得時効が成り立つということでございますので、その場面でこのずれが生じるわけであります。一筆の土地の一部を売っていいか悪いということになります。これも別にそれは許されるというのが今日の扱いでございまして、いろいろなことでずれが生じたわけでございます。

それを特に意識的にここで扱うということになります。やはり従前の土地の所有権を意味する境界ということとは別に筆界ということで概念を立てざるを得なかったわけであります。したがって、逆に申しますと、この筆界の決定ということとは、所有権の範囲の問題については何ら影響を基本的には与えないという考え方でできているわけでございます。

○漆原委員 もう一度確認したいと思うんですが、今おっしゃったように、境界、筆界をめぐる争いというのは、所有権と密接に関連して今まで紛争が起きておりました。例えば、境界確定訴訟を起している最中でも所有権確認の訴えを追加して起こしたり、あるいは和解をして所有権を確認したり、いろいろなことをやってきましたけれども、今回新たな筆界特定の制度では、今おっしゃった所有権の問題については判断の対象としないというふうになされておりますが、その理由についてもう一度明確にお答え願いたいと思

います。

○寺田政府参考人 これは、境界確定訴訟、今おっしゃられていましたように、所有権の問題そのものをめぐって争われることが結構あるわけでございますけれども、しかし、形の上では、公的筆界、つまり公的なものとしての土地の範囲が決まれば、後は紛争は解決されるということも実際にはあるわけであります。そういう二一歩をここでは取り上げているわけであります。

逆に申しますと、ここであえて所有権の争いを行わないというのは、先ほども申し上げましたとおり、行政的な性格を持つものでございまして、本質的な個人の権利というものをこの手続で

もって処分するということとは切り離して考える、そういう二一歩があるからこういう手続を設けて、こういうことになるわけでござい

ます。

○漆原委員 筆界特定は、所有権については直接判断するものではないとしても、社会的には密接に関連していることは事実でございしますが、このように所有権の範囲に事実上重大な影響を及ぼすことを考えると、この筆界特定の手続、これも境界確定訴訟と同じような手続保障を与えるべきではないのかというふうな考えもあるわけですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、おっしゃるとおり、既にある事実を公的機関が発見して認定するということであります。さほどの手続保障は必要ないわけでありまして、今まさに委員が御指摘のとおり、この問題は、形の上では今申し上げたようなことではございしますが、実際には、個人の側からすると、相当に深刻な問題ととらえられる余地が十分にあるわけでございます。

そこで、通常の行政処分以上に相手方の立場とを求めるといふような形で手続保障を加えている。本来ならば、登記官が事実を認定するというだけでも構わないという考え方もあり得るわけでありまして、形式的な効力からいいますと、しかし、あえてそういう手続保障を一定程度与えたわけでございます。

○漆原委員 この筆界特定の制度を見てみますと、非常に職権主義的な構造になっていると思

います。筆界特定登記官に、ある意味では裁判官と同じように筆界を特定するという権限を与えているわけですね。筆界特定書の効力は境界確定訴訟の判決には劣ることとされているものの、審査の過程で職権主義を採用しておりますから、そういう意味では、審査の過程では裁判官よりも強い権限があるかなというふうにも思います。

そこで質問ですが、百二十五条、筆界特定登記官は「登記官のうちから、法務局又は地方法務局

の長が指定する者」、こういうふうな規定されておりますが、従来、登記官は登記手続についての形式的な審査権だけしか持たない、実質的な審査権を持たないというふうな考えられておりますが、このような登記官に、国民の所有権の範囲に事実上重大な影響を及ぼすことになる筆界特定の権限を与える根拠というのは一体何なんでしょうか。

○寺田政府参考人 これを所有権そのものの処分というようにとらえますと、御指摘のとおり、なぜ一介の行政官が本質的には司法でもしかるべき手続を行えるのかという問題になるわけであります。

しかし、先ほども申し上げましたように、事実上は非常に重要な影響を与える場面がないわけではありませぬけれども、本質的には、この手続というのは、行政官が事実を確認して、しかし、それを最終的に登記に反映するというところでございますので、言ってみれば、司法の与えられる役割と純粹にそこら辺で行われております行政の役割の中間にあるというふうな考えられるわけであります。

したがって、私ども、この問題をどういう形で最終的に判断するかということでございますが、一方では専門的知識が必要ですので、調査委員のような方の判断を実質的に尊重して行えるような手続にいたしましたし、最終的には、全国の登記官の表示の担当者のいわば頂点に立ちます統括クラスを、この手続を担当する登記官というふうな扱ったわけでございます。

ちなみに、登記官は、本来の行政官と違いまして独立性を持って職務に当たるということで、したがって、通常と違ひまして登記官という官名を与えられている、このように考えております。

○漆原委員 筆界に争いのある当事者にとつてみれば、自分の主張する筆界が正しいのか、相手方の主張する筆界が正しいのかによつて、これは、これがおれの範囲だということ、動いちゃうとい

うのでは、事実上所有権に結果的に深くかわつてくるというふうな思ふんです。したがって、両当事者にとつてみれば、自分の主張する筆界がどう判断されるかということは非常に大きな問題点にならうかと思ふんですね。

現在、境界確定訴訟制度がある。さらに、土地家屋調査士会、日弁連で進めているADRがある。それに加えて、さらにこの制度をつくつて、登記官に判断をさせるという制度をつくるわけですから、やはり登記官には相当の大きな権限が与えられたなというふうには思つております。その意味で、この登記官の資質、それから資格要件とか、あるいは能力の担保をどうするのか、非常に大きな要素になつてくると思ふんですが、この辺についてはどうにお考えでしょうか。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、非常に責任の重い仕事をするようになるわけであります。法律の規定においても、通常ですと裁判官に見られるような除外の規定ですが、そういう中立性を維持するための担保が示されているわけでございますが、能力の面においても、先ほど申しましたように、測量技術を初めといたしまして、表示登記の中のとりにくい部分であります境界の確定について、これを実際に行えるような体制を組まなければなりません。

私ども、今日では、先ほど申しましたような経緯からして相当実績を上げてきて、これまで登記所がその備えつけ地図を作成するについて指導的な立場にあった人、これが現在の表示登記のトップに立つているというふうな理解はいたしておりますけれども、なお一層この面については十分な配慮をして、今後、能力の向上ということが怠れないような体制、これを組むように努力したい、こんなぐあいに考えております。

○漆原委員 ぜひとも、能力の担保についてはしっかりと確保してもらいたいと思ひます。もう一つは、百四十条で、意見聴取等の期日、筆界登記官は、関係者を呼んで意見を求め、資料の提出を求める、こういう条文になつておるん

ですが、この意見聴取等の期日の審査、裁判じゃありませんから、審査と呼んでいいのかわかりませぬけれども、仮に今審査と呼ぶ。この審査が両当事者にとつて十分機能するようなものでなければ、最終的な決定が出て両当事者は納得しないというふうに思ひます。

そう考えてみますと、裁判手続であれば、証拠調べ期日とか証拠調べの仕方とか、いろいろな手続が書いてあるんですが、その観点で見ると、この百四十条というのは非常にあいまいだなというふうには思ふんです。

特に、この意見聴取の期日というのは、公開なのか非公開なのかよくわからない。また、相反する当事者に反対尋問権を認めているのかどうかもよくわからない。あるいは、申請人あるいは被申請人の方から自分に有利な証人を呼ぶという手続ができるのかどうかも明確ではない。この辺を十分に明確にしておかないと、また十分に審査の過程でこういう作業が認められないと、出てきた決定にも両当事者は納得できないのではないかなと思ふんですが、この辺の審査の手続は一体どうなつておるんでしょうか。

○寺田政府参考人 法律上は、今御指摘のありました百四十条でございますが、基本的には、行政手続で、非公開で、当事者の立ち会い権というような権利の形では書いてございませぬ。

ただ、三項にございませぬとおり、筆界調査委員がこれにかわつて質問をするというようなことが考えられているわけでございますが、ただ、実態をいたしまして、私ども、この手続をつくります際に、基本的には、この手続がなぜ現在のようないふ事実の確認の証明力を与えるというものとどまつたかといふと、この手続が果たして、この関係する方々、あるいは広く言えば国民一般の方々にどういう手続として受けとられるかということにおいて、やはり実績が大事だろうというふうな考えからであります。

いきなり行政処分にくより、やはりこういう形で手続をとつて、実績を積んだ上で、それ

の社会的な評価というものが高まつて利用がされる、その上でこの手続の意味が出てくるのではないかなというふうな考えたわけでございませぬので、そういう意味では、これを申請なさる方、それから申請の相手方にとつて納得のいく手続がとられるということが非常に重要であります。

したがって、法律の上では、筆界特定の手続の上において権利という形では書いてございませぬけれども、さまざまな運用上の工夫というようになことで当事者の御納得が得られるような形をとりたい、このように考えております。

○漆原委員 今局長がおつしやつたことは、今後の運用にゆだねられるということになるんだろうと思ふんですが、非公開であるという点ははっきりしました。

その他の点、当事者による、あるいは当事者の代理人による反対尋問ということができるのかどうか、あるいはみずから証人を呼ぶことができるのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、裁判という意味での反対尋問権ですとかあるいは証人申請権という形では規定していませんが、これまで、筆界のトラブルがありますと、そこでいろいろな形で解決があるわけでありませぬけれども、その解決において、やはり関係者の意見が十分に聞かれないと、実態的には、当事者の納得、とりわけ両当事者の納得という意味では得られないわけであります。

したがって、当然、そういう意味での手続的な必要な調査の一環としての資料の収集、これは、今おつしやられたように、関係者の、とりわけ事情をよく知つておる方の意見を聞くということもそうでありませぬけれども、そういうことには配慮がなされるべきものだろうというふうな考えでおります。

○漆原委員 家庭裁判所の少年事件をやりますと、同じような職権主義的構造ということから見ると、付添人、弁護士がいるんですけれども、まず、裁判官がずっとこれを聞くわけですね。必要

なことを全部先にお聞きになる。お聞きになった後に、双方の弁護士に、付添人に何か補充で聞くことはあるかという感じでお尋ねになるんですが、そのところを丁寧にやっていただいているものだから、家裁の場合は皆さん納得していただいていると思うんですけども、この筆界登記官も同じように、できるだけ丁寧にやっていただいて、双方の主張が十分にそこで審査が尽くせるような内容にぜひともしていただきたいというふうに考えます。

それから、法十四条の第一項は、登記所備えつけ地図を規定しておるわけでございますけれども、この制度整備が、先ほど大臣がおっしゃいました、なかなか進んでおらない。

そこで、従来のような訴訟による紛争解決方式によるんじゃないかと、むしろ行政処分方式に変更することによってこの整備を一気に進めるべきだという考えがあつて、そのために、筆界特定には行政処分としての効力を認めるべきではないかという議論があつたと思いますが、この点について、あえて行政処分としての法的効果を与えない制度とした理由について、お尋ねいたします。

○寺田政府参考人 確かに、委員の御指摘になられましたとおり、この手続をいけば登記官の行政処分と構成いたしましたので、これに対する不服申し立てを行政訴訟によつて争わせ、最終的には行政訴訟で決着するという考え方もあり得るわけでございまして、現にあつたわけでありまして。

しかしながら、先ほど御説明申し上げましたとおり、行政訴訟ということになりますと、一たん引きました境界、筆界というものを最終的に取り消されるということがあり得るわけであります。正しい筆界が両方の当事者の真ん中のどこかの線だということになりますと、その線にびつたり当てはまるまで何回も行政処分を繰り返して、行政訴訟を行いというぐるぐる回りが生じてしまうわけであります。これはいかにも不効率であるというところから、やはり今回は行政処分ということとは断念せざるを得ないのではないかというわ

けであります。

また、行政処分と構成いたしましたので、これを職権でも行えるということも十分あり得るわけでありまして、そういたしますと、現在はい定の秩序を保っている、紛争性が潜在的にあつても保っているものにあえて公の側から紛争性を持ち込んでしまうという危険もないわけではありませう。そのような考慮から、行政処分ということは今回は見送つたわけでありまして。

ただ、私ども、最終的に考えますと、冒頭にも申し上げましたとおり、この筆界を決めるという作用は、行政作用であるというふうに性質上は思つております。したがって、条件を整えれば、また行政処分というものも十分検討に値するのではないかなというふうに考えております。

○漆原委員 次に最高裁判所にお尋ねしたいんですが、今回の制度、筆界特定制度、それから、従来と同じように境界確定訴訟、二つの制度、お互いが関連なく併存しているわけですね。最高裁は、このような併存する状態、また新たな筆界特定制度をどのように評価されているか、お尋ねします。

○高橋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。最高裁判所といたしましては、筆界特定制度を創設することについて、あれこれ評価を述べる立場にないということをお断りいたします。

もつとも、筆界特定制度が、筆界に関する紛争を簡易迅速に解決する制度として十分にその機能を果たすことになれば、訴訟によらないで、早期に紛争が解決されることが期待されるわけでございまして。

また、筆界特定手続の後に、その筆界につき、境界確定訴訟で争われることになったといたしましても、筆界特定手続は公的機関によるものでございまして、また、調査に際し、現地に赴いて関係者の言い分を十分に聞いて、慎重な調査を経た上で行うということも予定されているようにござい

いますから、訴訟におきまして、その手続で用いられた図面等の資料を活用することによって、審理の効率化が相当程度図られるということが十分期待できるように思われます。

特に、現地復元性のある共通図面が作成されるということが期待されます。つまり、一枚の図面で双方の主張する境界を書いた図面、これが、信頼性のある図面が訴訟の冒頭から出ますと、これはとても審理に役に立つというふうに考えております。

○漆原委員 もう一つ最高裁にお尋ねしたいんですが、登記との関連性でございまして、境界確定訴訟は裁判所、登記事務というのは法務省、お互いに別々のところでやられているわけでございますので、現行制度では連携が図られていないわけですね。

ただ、特に、新たな制度においては、境界確定訴訟に係る判決が確定した場合には、筆界特定の結果に優先するということになっております。

例えば、境界確定訴訟の判決が確定した場合には、裁判所から法務省にその内容を通知するとか、あるいは法務局と裁判所とで定期的な情報交換の場を設けるといった運用上の工夫をすることによって、境界確定訴訟の結果を登記所側がきちっと把握することができるようになることが重要ではないかというふうに考えておりますが、この点について最高裁はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○高橋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、境界確定訴訟の判決は筆界特定の結果に優先いたしますので、登記所側において境界確定訴訟の結果を把握することは非常に重要であると認識しております。

その方法といたしましては、境界確定訴訟で争われるようなケースは、通常、訴訟で勝訴した当事者が訴訟の結果を登記手続に反映させるべく登記所に対して地図訂正等の申し立てをすることが期待できるところでございますから、登記所がこ

れにより訴訟の結果を把握することが十分可能と思われまます。また、登記所から裁判所に照会がございまして、裁判所といたしましては、その結果を回答することになります。

このように、基本的には当事者から登記所に対して訴訟の結果に従つた地図訂正の申し立てがされることによって訴訟の結果を登記に反映することが期待できるところでございますが、裁判所が当事者の頭越しに登記所に対して訴訟の結果を通知する必要性の有無でありますとか、そのような運用がよいのかということにつきましては、慎重に検討をさせていただく予定でございます。

○漆原委員 最後に法務大臣にお尋ねしたいと思います。司法書士及び土地家屋調査士の将来の権限の拡大について大臣はどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○南野国務大臣 先生のお尋ねでございます。司法書士及び土地家屋調査士といった専門家の活用は、登記制度の充実発展にとりまして不可欠であると思つております。また、これらの専門家がそれぞれの専門的な特性を生かしまして国民の権利利益保護に新たな役割を果たすことが重要であるかと思つております。権限の拡大につきましましては、その実績を十分に踏まえながら検討する必要があると考えております。

今回の筆界特定制度の導入を契機といたしまして、専門的知識と豊富な経験を有するこれらの資格者の活躍の場が今後ますます広がっていくことを期待しているところでございます。

○漆原委員 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○塩崎委員長 次に、山内おさむ君。

○山内委員 民主党の山内おさむでございます。土地の筆界とか境界の特定というのは非常に大切な問題だと思つておりまして、私が今から二十五年前に熊本の裁判所にいたころに、荒尾市と大牟田市が土地の争いをしておりまして、荒尾市と大牟田市というのは、一つの町を、その真ん中辺ぐらいを境にしているという形になっていたんで

すけれども、双方がある三角形になった土地を自分の方の市の所有だ、境界だというふうにな争っていた事件だったんです。その三角形の線のどちらを市の境とするかによって、人口とか市の規模が問われることはもちろんなんですけれども、各種の保険あるいは固定資産税、すべて影響してくるわけなんです。双方の市長さんが証言台に立ちまして、双方がどちらにも有利な線を主張されたわけなんです。そういうような事件に昔から関係していたものですから、土地の境界の問題については、関心を持っていた論点の一つなんです。

そうやって、自治体同士の境界争いについてはもちろんですけれども、これが国となると、やはりこれは国際紛争にもなってくる事件だと思うんです。北方領土の問題がそうだし、それから大臣の隣の県が所有していると言われる尖閣諸島、これもまさに今中国との間でどっちの国土であるかということが争われておりますよね。

私の選挙区の隣の竹島が、やはり領有権が争われているんです。二月二十二日を竹島の日と定める、そしてその竹島の日を中心にして県民挙げて領有権を主張する運動をしていこう、先日、そういう条例を島根県議会が制定をしました。

従来、日本が主張しているように、歴史的にも国際法的にも竹島は日本の領土であると主張されているわけですから、島根県議会のこういう動きというのは私は理解をしておりますが、大臣は、この先日来的問題についてどういう御認識でしょうか。

○南野国務大臣 お答えいたします。

熊本の件は、私、熊本にもちよつと住んでいたことがあつたんですが、それはちよつと知りませんでした。

今の竹島の件でございますが、心は一緒かなと思えますけれども、竹島を県の区域とする島根県の方々と、その隣の県におられる先生方、これは、それに関連する方々には、本当にお気持ちはよく理解できるところでございます。

ただ、外務大臣が談話で述べておられますとおり、韓国との関係につきましては、その歴史を厳粛に受けとめる必要があるということが双方にございます。日韓友誼年を迎えまして、ますますお互いの理解と友好を深めていかなければいけないと考えているところでございまして。この日韓友好を基本に解決されていくことを期待いたしております。

○山内委員 竹島の周辺というのは随分昔から魚が多くとれる地域だったんですね。ところが、その領有権の問題がもめているものから、この竹島の周囲を暫定水域という形で、いわば、一つの解決方法かもしれないんですが、やはりいまいなまま残しているわけなんです。

その暫定水域の中で、では、日本の漁船が一生懸命漁業に入っているわけなんです。これが懸念漁業に入っているかというところ、これが全くそういう状況になくて、やはり竹島に韓国の警察の警備隊、外国の仕組みはちよつとよくわからないんですけれども、どうも警察の下部組織の警備隊のようなんですが、そういう軍事力を持った存在がいるということ。それから、例えば、漁業をしている日本の力二かごの網とか、それからイカ、イワシをとる網、そういうものが韓国の漁船に切られたりしているんですね。事実上、暫定水域の中で主にズワイガニの漁がもうできない状態になっている。しかも、水産資源を保護するために日本は二カ月間の禁漁区を置いていまして、七月、八月と。ところが、韓国はちよつと一カ月間の禁漁区だけ認めてくれていまして、ですから、日本の漁船が一カ月間入らない間にももうちよつちよつ魚から資源をいっぱい韓国はとっているんです。

それで、政府がこの問題について無関心なんですね。つまり、そういう禁漁区の問題とか、漁獲量を双方が適正な量をとっていきましようというふうな話し合い、そういうものを民間の団体に任せているんです。民間の団体に任せていて、民間同士で話し合いも十分にできない。民間の漁業団体は日本政府に、それは政府間交渉でやるべき問題じゃないかと言つても、全然政府が動かれないうんです。地元の漁業者にとってはもう不満がいっぱいたまつて、そして島根県議会を動かして竹島の日を制定ということになったんですが、こういう政府の対応については、大臣、どういふふうに思われますか。

問題じゃないかと言つても、全然政府が動かれないうんです。地元の漁業者にとってはもう不満がいっぱいたまつて、そして島根県議会を動かして竹島の日を制定ということになったんですが、こういう政府の対応については、大臣、どういふふうに思われますか。

○南野国務大臣 政府の対応といひましても、これは大変難しいことであり、真摯な受けとめ方をしているというふうには存じておりますが、日韓暫定水域におきます漁業の問題につきましては、法務省の所管ではございませんので、これに対する意見は差し控えていただきたいと思います。あるならば、先ほど御答弁したとおり、日韓友好を基本に解決されることを期待いたしております。ということをお願いいたします。

○山内委員 友好とか経済交流とか文化団体の行き来というのはもうずつこの間あつていまして、島根県議会の超党派議員さん、これは自民党も民主党も公明党も入っている超党派の議員連盟です。その人たちはこれから積極的に政府に対して動いていただこうという動きをしていこうんです。

例えば、竹島の問題について、閣僚の一人として、政府の中に竹島問題を考えていこうという組織をつくつていこう、そういうような考えは政府の中で話しているんですか、出ていないんですか。

○南野国務大臣 今のところは特別に、特化した形での対応というのは、水面下ではされているかも知れませんが、表にはあらわれていないというのが現状かなと思っております。

○山内委員 それでは、もう一つ。私は特別に北海道選出の議員の方々とけんかする考えはないんですけれども、北方領土は私に言わせると恵まれているんですね。なぜかといへば、北方領土の日というのは閣議が決めておられるんですよ。二月の七日。百五十年前にもう日本の領土になったんだということ、百五十年前の二月の七日の日露

条約の日をしつかりと閣議で北方領土の日と決めているんですね。非常にうらやましいと思えます。

もう一つうらやましいのは、政府で予算をつけておられるんですね。北方領土返還の運動に十億以上つけておられるんですよ。それに比べて、竹島というのは何もありません。

政府で竹島の日を決めていこう、そういうような動きを法務大臣の方から閣僚の一人としてとられる考えはないんでしょうか。

○南野国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、所管大臣ではないというところで、ちよつと本日はお答えを差し控えていたんですが、日本では、先ほど申しました暫定水域も含めた両国の関係水域の資源の管理が行われるよう、このことについては政府間協議を働きかけているところであるというふうには申し上げておこうと思っております。

○山内委員 こういう要望もあるんです。韓国との間で領有権が争われているわけだから、もうそろそろ国際司法裁判所に提訴をして法的にきちんと解決をしないと、これからまた文化交流によって何かいい時期を見つけて解決ができるんじゃないかというのには難しいと私は思うんですよ。

韓国を説得して国際司法裁判所に一緒に行つて、世界から、世界の目で判断してもらおうという動き、これを閣僚の一人としてとつていただくというわけにはいきませんか。

○南野国務大臣 閣僚はたくさんおられますので、そういうお話もいざれ出てくるのかなとは思いますが、私といたしましては、所管ではある課題であると思っております。日韓友好を基本に解決されることを期待いたしております。

○山内委員 ですから、日韓の友好を基本にという理念はもうそのとおりなんですけれども、それは積極的に動きをしないどこから何かの流れが出てくるというわけじゃないんですよ。最近の動きを見ても、例えばスポーツ少年団な

どが野球とかサッカーとかの交流で、今割といい時期なんですね、春休みで。子供たちが両国を行き来し合って友好親善を深めよう、そういう動きもキャンセルが続いているわけです。

特に、例えば鳥取県とか島根県の市とか町村は韓国や北朝鮮と姉妹都市を結んでいるんですね。

例えば鳥取市は清州市と姉妹都市を結んでいるんですが、鳥取市の皆さん、島根県議会の動きについて抗議をしてくれなければ姉妹都市を破棄しますという書面が清州市から鳥取市に来てい

るんです。多分こういう事例はほかの市町村でもあると思うんですよ。

ですから、こういう事態を時期が解決してくれるんじゃないかみたいな状態で放置されていることは、やはりちよつともう限界だと私は思っています。

もう一つ悩ましい問題があるんですが、韓国の警備隊が常駐していますね。これは我が国の領土に対しての不法占拠です。しかも、一般の観光客をこれからは竹島に毎回百五十人ぐらいの規模で渡航することを自由に認める韓国政府が表明しているんです。そういうことについても大臣として見識を持っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○南野国務大臣 韓国の政府が竹島訪問を自由化するという方針を打ち出したり姉妹都市を解消するということのようなことは私には聞いておらずが、本当にそういうことは遺憾なことだと思っております。

この問題につきましては、今大変厳しい状況でありまして、日韓友好を基本に解決されることを期待したいと思っておりますが、先生のおっしゃるお気持ち、心は私の心と一緒にありますということも申し添えさせていただきます。

○山内委員 北方領土返還要求国民会議の支部が全都道府県にあるわけですね。それと比べて、本当に、今まで政府が何もしてこられなかったなという思いが強いんです。島根県議会の皆さんの考えは、こういう竹島の日を制定して、国際紛

争、特に韓国との対立をおおろろとしているわけじゃないんです。どちらかといえば、日本の政府が今まで竹島の問題についてきちんとした対応をしてこられなかった、その日本政府に対して我慢ならないという表明なんですね。ぜひ、閣僚の一人として大臣に、この竹島の問題、いい刺激を与えてくれた事件だと思いたすので、やはりそれを糧に一つ前進をするという気構えでやっていただきたいと思っております。

ところで、大臣は、第二次世界大戦中に日本軍が慰安所を設けて、韓国、北朝鮮の人たちを従軍慰安婦として徴用したという、その従軍慰安婦問題についてはどういう御認識を持ってもらえるのでしょうか。

○南野国務大臣 これは先生の御質問の御予定になかった分でございますが、今突然お話しになられても大変難しい課題だとは思いますが、私は、その当時満州におりました。それと同時に、私が考えている熟語といたしまして、従軍した人は、従軍記者もおられます、兵隊さんも当然であります、看護婦も当然従軍いたしておりますけれども、慰安婦の方が従軍したということは、私の解釈は難しいと、私個人でございしますが、私個人は従軍したとは思っていないわけでありまして、

○山内委員 大臣のお考えは、そういう考えの人もおられますので、ここで大臣のお考えを訂正させようとかそういうようなことは、私も、時間的にも考えておりません。

ただ、四月にそういう教科書の問題で、従軍慰安婦の記述については削除する削除しない、削除した教科書を採択する採択しないという論点があるわけなんです。ですから、三月の今回の竹島の問題、そして四月の教科書の問題というのは、やはり韓国の人たちが、歴史教科書に対して日本の政府の認識の問題によつては一つの信頼関係を毀損する行為だと表明もしているわけですから、その問題についても、竹島の問題に加えてやはり難しい問題が生じてくる。だから余計に、文化とか経済交流で何か自然と解決が図られる、そ

ういう簡単な問題じゃないということとはわかっていただきたいと思います。

それからもう一つ、大臣は、総理大臣が靖国神社に参拝することについてはどういう見解でしょうか。

○南野国務大臣 それは個人の自由だと思っております。

○山内委員 アジア諸国との摩擦を避けるなら、例えばの話、戦没者慰霊のために宗教色のない施設をつくる、こういう見解がございしますが、それについてはどう思っておりますか。

○南野国務大臣 いろいろそれぞれのお立場で検討しておりますし、私もその両者の御意見も聞きましておりますが、この話が煮詰まってくるのかどうか、そういう問題点を見詰めていきたいと思っております。

○山内委員 A級戦犯の合祀はやるべきだという議論がございしますが、それについてはどう思われますか。

○南野国務大臣 その問題につきましても、個人的な見解でございしますが、法務大臣という立場ではお答えしにくいと思えます。

○山内委員 少なくとも内閣総理大臣の肩書で参拝することだけはやめてほしいという議論がありますが、それについてはどう思われますか。

○南野国務大臣 それは内閣総理大臣がお考えになることだと思っております。

○山内委員 つまり、もう繰り返しませんけれども、竹島の問題、そして教科書の検定の問題、それから、いつ総理が参拝されるかわかりませんが、けれども、例えばノーマルな時期だとしたら八月、三月、四月、八月と、やはり厳しい、アジアの人たちから見たら本当に厳しい目で見られるような問題にこの日本で判断を示していかねければなら

ないわけなんです。ですから、そういう意味でも、国民的視野に立つてやはり竹島の問題についてきちんと取り組んでいただきたいと思います。

竹島の問題ばかりやっているとなかなか不動産登記法の質疑に入れないんですが、やや強引な話

の持つていき方をしますけれども、竹島の土地がありますね。竹島の土地については、法十四条地図や公図が松江地方方法務局に備えつけられているのでしょうか。

○寺田政府参考人 私ども、ちよつと確定的なこととは申し上げかねますが、竹島につきましては、これは私人の方々の権利の対象という形で登記は全くなされておられません。したがって、法十七条地図、今の不動産登記法でいえば十四条地図のようなものは全くなされていません。

○山内委員 そうすると、鳥取、島根県でも、私の知っている人でも十人ぐらいの人が本籍地を竹島にしているんですね。国土調査とか十四条地図の作成、その不備な場合には、やはり国家の責任として地図の整備を進める必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○寺田政府参考人 かねてから、国有地等は私権の対象にならないということで登記の対象にしてこられなかったいきさつがございします。そういうところは別に竹島に限らず全国にかなりあるわけ

でございます。

そういうところについてあえてその地図をどうつくるかということでございますが、私どももいたしましては、基本は民法百七十七条の對抗要件から登記が発し、それから表示登記が基本になつて定められておりますので、特に法十四条地図の作成作業をそこを対象地域として優先的に行うということとは現在考えておりません。しかしながら、将来、私権の対象になる可能性が出てきた場合には、当然のことながら、それをも対象にさせていただきます。

○山内委員 今回の筆界特定制度は、時効中断効とか訴訟手続の停止という効力が決められていないんですが、これは通常の認定ADRより効力の低い制度になると思うんですけれども、どういう仕切りなんでしょうか。

○寺田政府参考人 現在、土地家屋調査士会を中心にやっておりますが、これは、ここで言う筆界の確定

ということだけでなく、土地の所有権についての争いについても解決を図るということでございまして、基本的には調停でございまして、合意でございまして、対象が実体法上の権利を扱うわけでございまして。したがって、時効の中断ということがあり得るわけでございまして。

これに對しまして、この手続は、筆界ということで、先ほども御説明申し上げましたけれども、あくまで公法上の土地の境を決める、一筆はどこかという境を決めるということにすぎませんので、私人の土地の所有権には直接に影響を与えない、これはそういうことを与えないことを留意して決めなきゃいけないという条文まで規定しているわけでございまして。したがって、時効の中断についてこの手続において考えることは全く余地がないというふうに考えております。もともと、ADRにつきましては、和解でさまざまな面での実体法上の処分をするわけでございしますが、ここでは全くそのようなことがないというのが基本でございまして。

○山内委員 今の竹島は、島根県隠岐の島の一部です。竹島が隠岐の島の一部だということのような資料は、多分、松江法務局の西郷出張所にあると思うんですけども、今回の筆界特定制度は条文上は法務局や地方法務局で判断をするということになっていることからすると、随分離れたところにある土地の問題を県庁所在地の法務局が扱うということになって、古い図面なんかも出張所や支局で引き継いでいると思われるのですが、そのあたりはどういう仕切りになるんですか。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、この確定手続というのは、基本的に、登記官の日ごろの仕事からすると非常に重たい手続でございまして、法務局本局で行うということにいたしております。

委員の御指摘のとおり、支局、出張所はそれぞれ管轄がございまして、その管轄については登記簿と地図をその支局、出張所に備えているわけでございまして。しかしながら、この手続は本局で

行う。ただし、当然のことながら、現地を拝見するというようなことがあり得るわけでございまして、その場合には、その支局、出張所の管内にも出かけていくという場合もありますし、登記簿あるいは地図を逆に本局の方に持ってくるということで調査を行うということもあり得るわけでございまして。

もちろん、将来的には、非常に多くの専門家がおいでになって、支局、出張所でこのような手続ができ、かつ、そのようなニーズがあれば、またその時点において考えたいというふうに思っております。

○山内委員 今、法務局でも全く新しい手続を導入することになるとおっしゃったんですけれども、この筆界特定登記官ですか、普通の登記官とやはり違うんでしょうね。筆界を特定するためには、弁護士あるいは土地家屋調査士を調査委員にして、チームでいろいろな筆界の問題について解決していく。つまり、登記官が今まで外部の人たちとタッグを組んで物事を解決していくということが登記の分野ではなかったと思うんですが、調整能力とか説明能力とか、それから弁護士や土地家屋調査士のようにもつともつと真実を究明する能力というんですか、そういうものが、今まで書面が来たのを見て判断するという登記官の仕事と全く全然違うと思うんです。その能力担保というか研修ということについては、省としてはどういうふうに考えておられるんでしょうか。

○寺田政府参考人 まず、登記官が外部の方々と交渉することは余りないとおっしゃられたわけでございましてけれども、実際問題といたしましては、日ごろの登記の手続を行うに当たりまして、表示登記という部分、例えば分筆でありますとか合筆でありますとかあるいは地積更正でありますとか、そういう手続においては、登記官が現地に参りまして、現地で関係者の方々の立ち会いの上で、さまざまな意見を聞いたたり、あるいは測量したりするのを拝見したり、そこで当事者の言いつ分を聞いたりするような場面はございまして。ま

た、法務局が、わずかではございますけれども、かつての法十七条地図、現在の法十四条地図の作成をするに当たりまして、このような、同様に現地でさまざまな御意見を伺い、これまでのいきさつなどを調査して、その登記が正しいかどうか判断するという場面もございまして。

先ほど申しましたように、このような表示登記というのは昭和三十五年からでございまして、現在では約二百五十名の専門家を擁しているわけでございましてけれども、これについては、測量技術等の特別な研修も一方で行い、他方では表示登記の専門の研修も行うということで、これまでも能力の向上に努めてきたわけでございまして、新たに、より紛争の解決に近いような部分に今回手続が広がりましたので、その適正手続のあり方のようなところは、これはとりわけ十分に研修なり事前に訓練を積みまなきゃいけないというふうな思っております。それについては、そのような準備をするつもりでございまして。

○山内委員 もちろん、適正手続は当然国家の仕組みのあらゆる手続に必要だと思うんです。その点はいんですけれども、筆界調査委員ですか、その人たちにどういいう人がなつたらいいのかなという議論が私の前の委員との質疑でなされていたと思うんですが、そのときにちよつと気になった答弁があつたんです。

私が聞き間違えているのかもしれないですけども、能力がある人ならその筆界特定手続についてはいろいろな人を入れていいんじゃないかということを言われたんですが、それはなぜかという、後に境界確定訴訟が控えているんだから、もし異議があればそちらの本裁判の方に持っていくばいいんじゃないか、そういうふうな答えられたような気がしたんです。

この筆界特定手続で事件を終わらせたいという人たちがたくさんいるというのか、ほとんどと思うんですが、やはりここに申し立てをする人たちは、そうすると、その場で充実した人材のもとに下された結論に従つていこうという気持ちを持

持たせるためにも、やはり相応な人たちが委員になるべきだし、筆界特定登記官には、あまたの登記官の中でも、研修も何百時間も積んだ、そして年齢的にもまあまあ年齢層の人で、だれが見てもあの人が筆界特定登記官としてやるべきだというふうな仕組みをつくるべきだと思うんです。この点、どうでしょうか。

〔委員長退席、田村(憲)委員長代理着席〕
○寺田政府参考人 ちよつと先ほどの御質問の中で、私のお答えしました際に、筆界調査委員としてどういいう方が適当かという質問と、代理人としてどういいう方が適当かという質問をあわせてお聞きになりましたので、私の方もあわせてお答え申し上げますので、そこでちよつと山内委員には誤解が生じたかもしれません。まことに申しわけ

私が申し上げましたのは、まず筆界調査委員につきましては、これは資格としては限定でございませぬ。本当の専門家であればだなたでもということでありましてけれども、実際には、土地家屋調査士の方々がこの分野ではやはり長年にわたつて経験を有される方々で、しかし、紛争解決の専門家という意味では弁護士、司法書士の方々もおいでになるので、こういう方々もお入りになる、あるいはその土地の土地問題について非常にお詳しい学者の先生方などもお入りになれる、こういう仕組みになっております。この方々は単独ではそれぞれすべての面をカバーすることができないかもしれないけれども、そういう場合には複数の委員の方々を任命して、いろいろな面をカバーして合つて、全体として専門性の高い御判断をいただきたい、このように考えております。

他方、代理は、基本的には当事者がどういいう方を代理に選ぶかという当事者の選択の問題でございまして、しかし、最低限度の能力担保はしなければいけませんので、司法書士については、簡裁の代理で紛争の解決に一定の経験なり能力なり持つておられる方々に限定したわけでございましてけれども、その方々を含めまして、土地家屋調査

士、弁護士プラス認定司法書士という形で資格を一応限定的に与えているわけでございます。

これらの方々でどういう方々を実際にお選びになるかは、これは当事者の御選択でございます。中には、紛争解決の面を重視して、測量の技術というものはどちらかというと自分は求めないという当事者の方々があられば、それはそういう当事者の方々の御意向というのは必ずしも無視するべきでないということで、全員が全員測量の技術者でなければこの手続をとれないということは言えないだろう、特に境界確定訴訟について現在どういう方が代理人をしているかということとの関連でもそう言えるだろうというふうに考えたわけでございます。

登記官についての能力担保については、まさに山内委員御指摘のとおりでございますので、最もベテランで、経験があり能力もある者を筆界特定登記官に任命したい、このように考えております。

○山内委員 だとしたら、筆界調査委員を、順番に名簿をつくっておいて、事件ごとに、終わったら次の人、終わったら次の人というようにしていくという仕組みが普通なのかなと思うんですけども、今のお話を聞いていると、境界の紛争とか裁判をやったことがないような方はちよつと御免こうむって、事案ごとにやはり適切な人を選んでいく、そういうような委員の選任の仕方になるんじゃないでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、あらかじめ一定の方々を、言い方は悪いですけどもプールしておきまして、その方々から最も適切な方々を案件案件によって選ぶ、こういう仕組みでございます。

○山内委員 わかりました。

最後に、標準処理期間を定めるという規定になつておりますけれども、これは、境界確定訴訟の審理期間は平均すると三年も四年もなつてい

ると思うんですね。それを何カ月とか何年で決めようと思われているんでしょうか。

○寺田政府参考人 現在の境界確定訴訟の平均審理期間は約二年でございます。この標準処理期間を決めるのは、これは行政処分でございますので、いつまでも持つていて、それで許されるというものではないことから、行政手続法で一般的に決められているところでございますので、ここでもそれに倣って標準処理期間を決める予定でございますが、通常の事件ですと、六カ月、長くても一年程度でこの手続は一応の結論を見るように努力をしたいと思います。

○山内委員 関係者の手続的保障は充実させるべきだという先ほどの答弁があつたと思うんですが、例えば六カ月ぐらいを期間的なマックスと認めると、申請人や関係人の主張とか立証とかをもういいですというふうな途中で打ち切るというふうなものも出てくるんじゃないかと思うんですが、それでも、そうならない何か手だてみたいなのはあるんですか。

○寺田政府参考人 これは、手続の標準処理期間でございますので、一応努力目標でございますが、制度の趣旨はあくまで、境界確定について疑いがある、それをきつちりしたいというのが利用者の御意向でございますので、その御意向の趣旨に反するようなことがあつてはこれは意味がないわけでございます。その趣旨は十分に筆界調査委員にはお話をし、局全体としてもそのような意思統一を図りたいと思つております。

○山内委員 大臣、最初に竹島のお話をしましたけれども、繰り返して言いますと、なぜ島根県議会が竹島の問題を、竹島を日本に編入した一九〇五年から百年たつて、だけれどもまだ明確に領有権が発揮、主張されていないということで、韓国を刺激するために問題提起したんじゃないんですよ。日本政府が今まで放置している、はつきりしたことをやっていない、それにどうしてくれるんですかと日本政府を突き上げているわけです。そこを理解してほしいと思います。

ただ、やはり私、熊本に何年間かいたんですけども、九州というのは、大臣もおられますし、非常に好きな土地なんです。ただ、境界争いと

いうのもう何件も立ち会いました。特に熊本は、肥後もつこすといつて、縦のものは縦で、縦のものを横にするという人が余りいないんですね。一本気の人が多くて、例えば十センチぐらいの境界の争いを真ん中をとって五センチとかやる、絶対に解決しない土地柄でして、随分境界の問題について苦労した経験がございます。

この不動産登記法が改正されて、それで新しい筆界特定制度がうまく立ち上がりまして、利用しやすい仕組みになることを最後に祈念して、質問を終わります。ありがとうございます。

○田村憲委員長代理 次に、中村哲治君。○中村哲治君 民主党・無所属クラブの中村哲治でございます。

法務委員会では、二年前にこの十四条地図、旧法でいえば十七条地図の關係の質問をさせていたたたいたこととございまして、このたび質問に立たせていただくことになりました。

まず私は、十四条地図、旧法十七条地図、法務省が言うところの登記所備えつけ地図についてお尋ねをいたします。

十四条地図の現状は、昨年、二〇〇四年、平成十六年四月一日現在で、総枚数六百四十万四千枚のうち三百五十万四千枚で、五五％となつております。実は、これは一年間でわずかに一％の改善としかなつておりません。さらに、二〇〇三年と二〇〇四年の一年間を比べますと、法十四条地図は九万枚ふえているんですけども、そのうちの八万枚は国土調査の地図、それと土地改良図の方が一万枚。法務局作成の地図ということになると、統計上出てこないんですね。内数を法務省にお聞きしますと、法務局作成地図は四百枚です。ということになると、この数字には全く出てこない。〇・〇四という数字ですから、誤差の範囲内ということと表にあらわれてこない、そういった本当にわずかな数字になつております。

ふえました。それまでは、平成十三年、十四年、十五年というのは九百万円でずっと続いてきたんですね。そして、私が質問させていただいて、昨年は三億三千八百万円になりました。そして、十七年度は六億二千二百万円にふえた。そういうことで少しづつはふえてきているんですけども、実はこの数字、国土交通省所管の地籍整備事業と比べますと著しく少ないんですね。地籍整備事業に関しては事業費ベースで今三百七十三億円になつております。これは与党の皆さんも本当に問題意識は共有していると思うんですけども、大体約六十倍の予算の差がある。

私は、この事業というものが法務省の所管であるのならば、少なくとも百億円、二百億円のオーダーで予算が必要だと考えておるんですけども、大臣のお考えをお尋ねいたします。

○南野国務大臣 先生御指摘のとおりであります。現在の登記所備えつけ地図の整備率は高いものとは言えない現状でございますが、平成十六年の九月に内閣の都市再生本部から示されました「民生活と各省連携による地籍整備の推進」、その方針によりまして、法務省と国土交通省が連携いたしまして「全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する」とされております。この方針におきまして、法務省の役割といたしましては、登記官が有する土地の筆界に関するノウハウを生かしまして、早急に地図の整備を進めることが必要な都市部の地図混乱地域を重点的かつ集中的に地図整備を推進することとされております。

法務省といたしましては、このような観点から必要な予算の確保に努めてきたところであり、今後とも必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。この十七年度も、今はまだ参議院では審査されている途中でございますけれども、案外とつかせていただいたかなと思ひますが、まだまだ足りないということは十分に考えております。また、十八年度の予算には先生のお力も十分

予算案におきましても増額が認められておりまして、財務当局におきましても地図整備の重要性については御理解をいただいているものと考えております。私から谷垣大臣にもたびたびとついでございしますが、そのつづく一つが刑務所のことであったりとか喫緊の課題、これも喫緊の課題ではありますけれども、そのような形で女性パワーを発揮しているところでございますが、さらに十八年度は頑張っていきたいと思っております。

○中村(哲)委員 南野大臣、そのつづき方が大事なんです。本当なら百億、二百億かけないといけないところを、いや六億でいいですと言ったら、それは判こ押ししますよ。全体の規模からいって、都市再生本部の予算全体で見たら、これはいさなり百億円ふえているんですよ。だから、向こうは百億円ぽんとつけてもらっているんですよ。それならこつちが何で百億円ぽんとつけてもらえないんですかという話なんです。女性パワーがどこまで生きているかということですね。つづき方が足りないんじゃないかと。

○南野国務大臣 十八年度予算に関しては、先生のアイデアをいただきながら、つづき方を教えていただきたいと思います。参考にしていただければ幸いです。

○中村(哲)委員 参考にしていただければ幸いです。次の質問に移ります。

地籍調査の方は市町村事業ということで統計がとれないということを国土交通省の方からお聞きしております。そこで、法務省による登記所備えつけ地図、いわゆる十四条地図の作成事業に限ってお尋ねをいたします。地権者、所有者の同意率というのは、これはどれくらいでしょうか。民事局長にお尋ねをいたします。

○寺田政府参考人 法務局の登記所備えつけ地図の作成作業におきましても、これは実際には土地家屋調査士の公嘱、公共嘱託の方々に御協力をいただいている作業でございます。いろいろな調査をした上で、地権者の方々の立ち会いで同意を得ら

れる場面と同意が得られない場面とございしますが、同意が得られない場面もおございまして、それは筆界未定地ということになるわけでございますけれども、幸い、私どもの平成十五年度の実績からいいますと、ほぼ九九％は同意をいただいております。

○中村(哲)委員 平成十五年といつても、恐らく四百件ぐらいのうちの九九％ですから四件ぐらいかな、一、二、三、四、それぐらいの数字だと思うんですけども、なぜこういうお話を聞かせていただいたかと申しますと、今回の筆界特定手続が法務局による十四条地図作成事業や地籍調査事業の中でどのように活用されていくのかということについて政府にお尋ねをしたかったからなんです。

今、一％未満だ、そういうふうなお話、九九％は同意が得られているということですから、同意の得られていない一％の部分にこの手続、筆界特定手続というのがかんで進んでいくのではないかと、そういうことが考えられるわけでございます。

そういうことで、この筆界特定手続がどのような形で活用されていくとお考えか。また、申請者の負担する費用というのはその場合どういふふうになりますか。また、職権で手続に入ることができない規定になっておりますけれども、必要がある場合は出てくると思えます。この場合にはどのようななさるおつもりなのか。以上三点についてお答えください。

○寺田政府参考人 今御指摘になりましたように、筆界未定地、つまり従前の備えつけ地図の作成作業においては同意を得られないケースというのがあつたわけでございますけれども、それについてこの手続を利用するかどうかでございますが、当然のことながら、この手続の利用というのが私ども期待しているところでございます。もちろん、裁判所の境界確定訴訟を排除するものではございませんけれども、簡易迅速な解決というのを一つのモットーにいたしておりますので、この手

続によつてそういう筆界未定地が解消されていくというのにも十分に考えられるわけでございます。

その場合に費用がどうなるかということでございますが、備えつけ地図の作成作業全体は、これは国の予算でやっております。同意されれば、それはそれで筆界が事実上確定するというところでございまして、ここでは当事者の費用の負担はございません。それに反して、同意が得られない、つまり隣人との間で争いがなお残るということについては、この手続を御利用になる場合には費用というのには当事者の御負担ということになるわけでございますが、私どもとしては、できるだけこの手続の御利用を勧めると同時に、関係者の間で費用についてお話し合いになられた上でこの手続を御利用になられるように御説明を申し上げたいというふうに思っております。

○日尾野政府参考人 筆界特定手続を地籍調査にどう活用するかという御質問でございますけれども、今法務省の方からお話ございましたように、筆界の位置がそれなりに確定されるということと自体が、実は、地籍調査におきまして土地の筆界調査それ自体に大変時間を要している、それぞれの所有権の方々がここが筆界だということで御主張されますので、その調整に大変手間取っているというのが大変大きな課題でございますので、そのために大変有用な手法だろうというふうに考えております。

現実問題としてはなかなかその筆界が決まらないケースもあるわけでございますけれども、それを解決する意味でも大変役に立つだろうと思っております。また、事前に筆界手続がなされている場合においてはそれを根拠にいろいろな調整もできるという意味で、大変今後の活用を期待しているところでございますので、地籍調査の事業主体でございます市町村に対しまして、いろいろな情報伝達をいたしまして、活用方に尽力をしていきたいと認識しているところでございます。

○中村(哲)委員 今の寺田民事局長の御答弁で、ちよつと私、聞き漏らしてしまつたのかもしれない

せんけれども、理解できなかった部分が、職権で手続が入ることは今回の手続じゃできないわけですよ。だけれども、十四条地図の作成事業をやっている中では、そういった、この線を決めたいなと思うときが出てくると思うんです。そのときに、職権でできないんだつたら、恐らく、所有者に頼んで、これは手続をやってくださいというお話を多分されるようになると思うんです。そうすると、そこで、申請の手数料がかかりますよね、私は嫌ですよと言われたときに、いや、そう言わないで頼みますよという、そこでどういう会話がなされるのかということはすごく重要になってくるわけですね。

私は、所有権界と公法上のこの筆界というのは分けて考えるべきだと思つておるんです。特に私法上の権利であるものに関しては、確かに、民法の問題だから民間に任せて、手数料もそつちでやつてもらつたらいいだろう、このように私も考えます。しかし、公法上の境界というのは、基本的に税金を取つたり、また私有財産制度の根幹を支える制度として国が供給するものであつたり、そういった目的で備えられるものですから、基本的にはこれは公の費用でやらないといけないものだと思うんです。

それがあるからこそ、先ほどの登録免許税の話をもう一回持つてきますけれども、登録免許税で何で税金を取つているのか。それは、私有財産制度をそのような形で法務省が守つている、政府が守つている、だから、法律上は公信力ということではないんですけれども、実質上そういう国がかかわっている制度であつて、私有財産制を守つている、だから担保力もあつて、税金を取つてきている、こういう理屈だと思つてます。

こういう理屈を考えれば、そのインフラの部分、手数料というか登録免許税という形で税金をきちつと取つておるわけですから、こういった費用に関しては基本的に国が予算をつけて、本当に手数料的なものに限るとか、そういうことにしなければ、十四条地図作成事業においてもこの新し

い筆界特定制度は利用できないのではないかと、このように私は申し上げているわけでございます。そういった意味での御答弁をお聞きしたかったんですけれども、今答えていただけますか。

○寺田政府参考人 一つのお考えとして、今中村委員がお考えになられたのをさらにもっと徹底すれば、およそ国の費用で全部境界を決めてしまおうということも考えられるわけでありまして。実際に明治時代は、あるいはそういう発想に立っていたのかも知れません。

ただ、現状を考えますと、境界というのは、必ずしも国の税金というのがメーンに立って存在するということではなく、やはりいろいろな意味での物の基本単位ということになっているわけでありまして、全部が全部国の費用でそれを決めてくれというのは、やはりちよつと無理があるんじゃないかなと。とりわけ、争いがある場合に、何らかの形で解決されるものとは別に、とうとう最後まで解決できないものについて当事者の方でそれを解決したいというときに、それを全く費用負担なしで行うというのはやはり無理だろうというふうに考えておりますので、私どもとしては、できるだけミニマムの費用ではございますが、手数料はいただくという考えでおります。

○中村(哲)委員 局長、物事の整理の問題なんです。私は税金のことだけ言っているわけじゃないです。私は税金のこととして、税金を取るほかに、もう一つとしては私有財産を守るインフラをつくる、そういった仕事があるわけです。だから、こつちの仕事もあわせて考えた場合には、基本的には筆界を引く作業というのは国の仕事なんじゃないですかということをお認めにならない理由として税金のところだけ取り出してお話をされるというのは、私はフェアじゃないと思います。

余り時間がないのでこれ以上申し上げませんけれども、ここはぜひ考え方を覚えていただきた。法務省がなぜこの業務をやっているのか、そ

れは税金のためじゃないんですよ。現代国家と近代国家があるんだつたら、現代国家の前提となっている近代国家の一番大事な仕事を法務省が担う、その本来業務としてこの筆界の業務があるということにきちんと法務省が考えを定めていただかなければ、今後の政策は展開できないんです。そこは、ひよつとしたら現時点で局長とは見解が違ふかも知れませんが、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

時間もありますので、次に参ります。都市については、先ほど大臣のお話もありましたように、都市再生本部などの取り組みが見られて、一定の進捗があるというふうにも私も認識しております。しかし一方で、山村境界保全事業というものが平成十六年度から進んでおりますけれども、山村については、平成十六年度で七千七百万円、平成十七年度では八千二百百万円と、予算については非常に少ない額しかついておりません。

しかし、今後この山村の問題というのは、環境問題なども考えると非常に重要になってまいります。京都議定書の問題もあります。やはり山をいかに守っていくのかということが必要なんですけれども、これがなかなか進んでいない。もうこれは時間がないんです。今まで山の守りをされていた方たちがどんどん高齢化されてきて、山の境界を決めるというのは、これは慣習が非常に大きな影響があるんですけれども、この慣習がもう忘れられてしまつとか、お亡くなりになられると、慣習を知っている方もいらつしやらなくなる。

そういったことで、実は、都市のことも重要なんですけれども、これから、国有林の問題や民有林の問題、山が荒れているという問題もありますので、積極的に取り組まないといけないと考えておりますけれども、法務省、国土交通省、あわせてお答えいただけたらと思います。

○寺田政府参考人 私どもとしては、とりわけ都市部の問題が深刻でございますので、現在のところ、

ろ、プライオリティーをいたしまして都市部に集中してやっておりますが、おつしやるとおり、山林の問題も非常に深刻であるという認識は持っております。まさに委員もおつしやるとおり、過去の経緯というのがこの土地の境界を決めるに当たつて非常に重要な資料でございますので、そういうことの失われる前にいろいろな手を打つていかなければならぬというふうには思ひます。

それで、国土交通省におきまして、委員も御説明になられた山村境界保全事業というのをやっておられて、都市部に比べると非常にラフな形ではありますけれども、いわゆる公図と現況とをすり合わせをするということで、一定の地図のようなものをおつくりになられるということでございまして、私も、これがどれぐらい登記所の備えつけ地図にとつてプラスになるか、現段階では今なお判断がつかぬ問題でございますけれども、今後、十分協議の上、これもプラスにできる部分があればそれを取り入れてまいりたい、このように考えております。

○日尾野政府参考人 山村部におきます地籍の実施状況でございますが、先生御指摘のとおり、山村部は境界については、土地の古老の人たちのいろいろな記憶やその他のいろいろな目印、それから山の形、こんなものに依拠している部分が大変多いでございます。

したがいまして、こういった、山村部が高齢化や不在村化しているという状況でございますので、今後の地籍調査を進める際の大変大きな課題を抱えているんだらうと思つておりますので、先ほど先生が御指摘いたしました山村境界保全事業を実施いたしまして、主として、山のことをよくわかつております森林組合を活用する手法がなかというところでモデル事業を行っているわけでございます。

そういった努力を続けながら、山村部についても境界問題について緊急性があるというふうには認識しておりますので、しっかりと対処していきたい

い、こういうふうに通つておる次第でございます。

○中村(哲)委員 この国土調査法に基づく地籍調査事業というのは基本的に市町村の事業なんです。市町村の皆さんが私ができるということじゃないと、なかなかできない事業なんです。分権化です。それから、それはそれで仕方ないというふうに通が、お考えになるんだつたら別なんですけれども、私は、土地の筆界というのは、これはやはり近代国家であるならば国が全体としてやらなくちゃいけない事務だと思ふんです。だからこそ、山村においても目を向けていただきたいなと。

特に大臣には、御答弁は結構きょうは都市部の問題ばかりでしたけれども、都市住民も山がないとやはりいい暮らしはできないわけですね。だから、都市と農村という対立構造で考えるんじゃない、都市と山村があるから、山村があるから都市も安心して暮らしていける、そういったことから、山村の筆界のことについては法務省としてもしっかりと取り組んでいただきたい、大臣にはこのようにしっかりと申し上げておきたいと思ひます。

時間もありますので、次に行きたいと思ひます。筆界の特定の法的効果についてでございます。質問通告は細かくしておりますけれども、まとめをお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

新しい制度によると、登記官による筆界特定に対して納得がいかなる者に対しては、どんな不服申し立ての手段があるでしょうか。

次に、登記官による筆界特定というのは行政処分ではないのでしょうか。特定は国民を拘束するものであり、行政処分と言えるのではないのでしょうか。

三点目として、例えば、私法の土地の筆界が特定されれば、職権で地積更正登記や地図訂正を行うことになるのではないのでしょうか。

○寺田政府参考人 まず、不服申し立てでござい

ますが、これは通常の行政の処分と異なりまして、専門家をあらかじめ関与させて行う手続で、実質的な不服申し立ては裁判で行うのが適当だという判断で、もし不服がありになる方は裁判所の境界確定訴訟で争っていただくという仕組みをとっております。不服審査等の手続を設けておりません。

それから、効力でございますけれども、これも先ほど御説明申し上げましたけれども、行政処分には当たらないというふうに考えています。それは、国民の権利義務に直接影響を与えるものではなくて、あくまで既存の、どこかで決まった境界、筆界というものを発見する、それに証明力を与える、こういう作用だからであります。公定力もございませぬし、したがって、行政訴訟で争うということもないわけでございます。あくまで、争う必要があれば境界確定訴訟という民事の争いをしていたことになると思います。

それから、職権の地積更正、地図訂正についてお尋ねがございましたけれども、これは、例えばAという土地がBという土地との間で筆界がこれによって決まるということになりましたら、もちろん、当事者は申請して地積更正や地図訂正を行うのが通常の例でございます。ただ、もちろん、全体として見て、例えば、AとBとのほかに、Aという土地はC、D、E、いろいろな土地に囲まれているという状況。そういう土地との間で筆界がもう間違いないということであれば、これは職権でもそういう地図訂正をする扱いになろうというふうに考えております。

○中村(哲)委員 大臣にお聞きいただきたいんですけど、今の答弁でわかってきたことは、特定というものは行政処分ではないけれども、結局、特定された境界、筆界を利用して職権で地積更正登記や地図訂正を行うことがあるわけですから、これは国民のある種の意味では拘束しているんですよ。だけれども、特定ということとなくして確定という行政処分の手続にすると、その不服申し立ての方法としては抗告訴訟しかなくなるの

で、だから、やはり最終的に裁判所で手続が保障されて確定する方がいだろうということで確定訴訟というのは残したというのが今回の法律の大きなスキームだというふうなことは認識せざるを得ないんですね。一言、それでいいのかということをお答えいただけるのであれば、大臣または副大臣、お答えいただきたいと思えます。

と申しますのは、先ほど山内委員の話にもありましたが、第百四十八条には筆界確定訴訟との関係が記されているわけです。だからこのように申し上げているわけですが、今私の申し上げた理解でいいのかどうか、お答えください。

○滝副大臣 中村委員が今整理されたとおりだと私は思っております。

要するに、これを行政処分としてしましますと、むだなというか、いろいろな訴訟を起こしていかなきやいけないという手間がそれだけ重なるという問題がございしますので、これは処分じゃない、そういうような構成にいたしているというの私は私はそのとおりだと思っております。

それから、周辺が固まってくれば、これはもとも職権で確定するということもあるわけでございしますけれども、今は法律にそういう手続がないものですから、なかなか具体的には進展しないという問題がございします。したがって、これによって周辺が固まってくれば当然職権で確定できる部分が出てくるというの、お考えのとおりだというふうに思っております。

○中村(哲)委員 だんだんと整理されてまいりましたので、さらに進んだお尋ねをいたします。

この新しい手続というのは、単なる筆界の特定であって、しかも、なお特定に至らない場合も想定しているということでございます。それであるのであれば、表示の登記における地積更正の登記や地図訂正の申し出における土地家屋調査士による筆界の確認の過程、申請を受けた登記官の審査による筆界の認定と何ら変わりがないのではないのでしょうか。つまり、通常の表示に関する登記における筆界の確認、特定、認定とこの制度はどの

ような違いがあるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○寺田政府参考人 通常の表示登記における認定というのは、基本的には、この申請代理人であります。通常はこれは土地家屋調査士さんでございしますが、土地家屋調査士さんがお決めになったものを登記所に報告なさる、こういう性格のものでございします。

それに対してこちらは、それを、もともと紛争性が潜在的にあるということ前提にして、隣の方との間にどういふいきさつがあつてそういう紛争になったかということも踏まえた上で境界を確定する、しかし、その確定は裁判と違って、あくまで証明力を公的に、一義的につけるということでございます。

通常の地積更正、地図訂正の場合には、そのような証明力というものがその行為自体にはありませんが、これは公的に第三者であります隣地の所有者を手続に関与させてそれを決めてしまうというわけでございしますから、通常の地図訂正よりは強い手続ということになるわけでございします。

○中村(哲)委員 時間もありませんので、次に参ります。

第百二十三条で、筆界の特定に関して、「その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すること」としているが、具体的にどういふ特定になるのでしょうか。また、「特定することができないとき」とはどういう場合なのでしょう。また「その位置の範囲」はどのような形で公示されるのか。以上三点についてお答えください。

○寺田政府参考人 これは非常に例外的な場合ということ想定いたしておりますけれども、先ほどから累次御説明申し上げますとおり、あくまで、これは裁判所のように形成的に線を引くのではなくて、既にあるはずの線というものを発見するという作用でございします。

したがって、私ども、こういう手続で登記所が責任を持ってゆだねられておりますので、その手

続の中ではできる限り一本の線を引く、それを筆界として認定するということにいたしたいとは思っておりますけれども、それでもどうしても、資料が散逸して全く関係者もないということ、例えばAとBなのかあるいはAとCなのかかわからないという場合がございします。そういう場合には、このA、B、Cの範囲内のどこかのところに境界があるということを認定して手続を終える場合が全くないわけではない、そういう極めて例外的な場合についてこの規定は定めているわけでございます。

○中村(哲)委員 時間もありません。次に参ります。

手続についてお尋ねをいたします。申請人となることができるのは表題登記のある土地の所有者のみなのか。つまり、表題登記のない土地である水路や里道の管理者として自治体や国からの申請はできるのでしょうか。

○寺田政府参考人 この土地の筆界というのは筆がある、つまり登記がされている土地の境ということ前提としていられるわけでございしますので、そのおよそ筆がないものについてこの筆界確定手続をとることはないわけでございします。

ただし、今委員が御指摘になられました水路でありますとか里道というものについても、一方は全く未登記の土地でありまして、他方は登記のある土地と接している場合には、それはその登記のある土地の筆界というふうな理解できるわけでございしますので、そういう場合にはこの筆界確定手続をとれるということになります。

○中村(哲)委員 時間が参りますので、最後にお聞きいたします。

所有権と筆界は直接に関連しております。紛争の解決には、所有権の紛争を同時に解決する必要があります。ADRとの連携は今後どのようにされていくのでしょうか。それとともに、十四条地図整備のためにも予算を民間ADRにもきちんとつけていく必要があるのではないかと私は考えておりますが、その点についていかに考えているのでしょうか。

○寺田政府参考人 これは大変重要なポイントでございます。

この手続が純粹に筆界確定の手続となりまして、所有権の争いはあくまでこの手続のち外というふうには仕切りをいたしました。しかし、たびたび御指摘になっておられますように、実際の紛争は背後に所有権の争いがあるわけでございまして、それが極めて多いわけでございます。

この関係では、例えば土地家屋調査士会が弁護士会と連携されて、所有権の争いを含めた境界についての紛争についていわゆるADR、裁判外紛争解決手続について努力をされておられます。こういうところと連携をとることも非常に重要でございまして、そのようにさせていただきたいと思っております。

ただ、ADRにつきましては、このADRに限らず、あらゆるADRが民間活力ということを前提にいろいろされておられますので、私も現段階では残念ながらこういうことについて国として資金を提供することは考えておりません。この点については、ADR全体の問題というふうにお考えいただきたいと思います。

○中村(哲)委員 時間が参りましたので、いろいろまだ申し上げたいことはございますが、質問を終わります。ありがとうございます。

○塩崎委員長 午後五時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後五時三分開議

○塩崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。津川祥吾君。

○津川委員 こんにちは。朝早くから大変御苦労さまでございますが、不動産登記法の大変大事な審議でありますし、国民の関心も非常に高いものだと思っております。

ただ、土地政策というのが、そもそも法務委員

会でやる場合と、国土交通委員会で作る場合とあります。国土交通委員会で作る場合の方が何となく皆さんはすっきり関心を持たれるんですが、法務になられると、どうもちょっと意外な感じをされている方がいらつしやるのかなと。恐らく大臣も、法務大臣になられて、よし、これで土地の登記制度を何とかしようというふうには多分思わなかったと思うんですね。ああ、こんなのもあったのかぐらいな思いだったと思うんです。ただ、これまでの答弁を伺っておりまして、大臣も、土地政策、土地問題にはそれなりに御関心があるのかなというふうにはお見受けをしております。

ちよつと、まあ議論のための議論の部分もございしますが、大臣として、現在の日本の土地問題をどのようにとらえていらつしやるのか。もちろん、今回議題となっており筆界の特定というものも大きな議論の中の一つでありますけれども、全体的に、将来的に日本の土地政策をどういうふうに考えていらつしやるのか、あるいは登記制度というふうにも考えてもいいと思いますが、土地を今後どういうふうに考えているのか、あるいはどういふふうな御関心があるのか。余り関心がないというのならばそういう答弁でも構いませんが、関心があるというのであればそういう答弁をいただければと思います。お願いします。

○南野国務大臣 今先生がおっしゃいました、私の関心がどうなっているかということでございますが、私の小さいころを考えてみまして、土地の筆界というような問題について父が苦労していたということもわかっておりますし、また、今住んでいる山口県のところでございますけれども、そこはまだ地図が整っていない。今、地図の問題を検討しておりますけれども、都会を比較的中心的にやっておりますということでございますので、私が住んでいる田舎はまだ何十年先になるのかなと思えば、本当に早くそういうものは整備されていかなきゃいけないというふうには思っておりますので、こういうお役をいただいておりますので、満遍なく仕事をさせていただかなきゃいけ

いというふうにも思っております。

そういう意味では、筆界特定制度は、これまで筆界の争いがあるためにすることができなかった登記手続、または地図の整備のおくれ、そういったものの対処を可能にすることによりまして、国民の権利関係の安定化と土地取引の円滑化を図ろうとするものであろうというふうに思っております。

筆界というのは、一筆の土地の範囲を画するいわゆる公法上の境界のことであり、従来存在しなかった概念を登記制度に持ち込むものではないということでございます。したがって、この筆界特定制度の導入によりまして登記制度に混乱を来すおそれはないものと考えております。今後は、筆界特定制度によりまして、筆界未定地の解消、私の昔の家も筆界未定地でありました、そういったところでもどのように筆を入れるかということもあつたわけでございますが、登記所備えつけ地図の整備を推進しながら、土地の登記制度が国民の権利関係の安定と土地取引の円滑化により一層資するものとなるよう登記制度のさらなる充実を願っております。

けさも御質問がございました。予算もしつかりとれということでございますので、十八年度の予算に向けても頑張っていこうということでござい

ます。

○津川委員 まさに境界確定訴訟なんかにかかわつてこられた方は、土地問題といえば、まずこの問題だと思ふんです。ただ、それにかかわつてこなかった人からすると、土地問題と言われて、境界確定というふうには多分余り出てこないと思ふんですね。あるいは、普通の国会議員の立場から土地問題というものを考えたときには、例えば地価が上がった下がつたとかいう問題とか、都市における再開発の事業のあり方ですとか、あるいは、地価にも非常に大きく関係をしますけれども、土地が有効に利用されていないというような問題があります。

が非常に少ないから日本は土地が少ない、人が多いから人口密度が高いというのは、小学校のレベルではそういうふうには教わりますが、確かに諸外国に比べてそういう傾向があるのは間違いありませんけれども、実際には、国内の土地問題だけを見ると、有効に使われていない土地というのが非常に多いですね。これは都会でも言われる話であります。

ですから、土地の問題というのを考えたときには、必ずしも境界確定云々ということだけではなくて、土地の有効利用がなされていないのではないだろうか。その根本的なところに、実は午前中の我が党の委員からの質問の中にもありました、例えば、民法上の規定の中に、私的所有権の代表的なものとして土地があつたりするわけですね、不動産が。

ただ一方で、現実を見ると、この境界確定にも関係をしてきますが、私は土地を持っていないからよくわからないんですが、土地を持っている人たちが、ここからここが自分の土地だというふうになりがちになつていない方がむしろ多いんだと思ふんです。午前中の議論の中でも、寝た子を起こすというような言い方がありまして、確定しようとする議論になつて大変なことになつてしまふ、だから、まあまあで何となくこつそりとばつと線を引いて、こうだよというふうにしちやいたいという、これは本音としてよくわかるんです。気がついたときにはこうでしたというふうにしておいた方が、ああそうですかというふうにみんな思ふんです。これが、いや、私の土地はここですとどっちかが言い始めると、大問題になるんですね。その前に、いや、これはもう公法上、筆というものがこういうふうになつていまして決まっている方が実は非常に楽なものですから、そういった意味では、現場の方々にとって、この筆界特定制度というものができるとするのは非常にありがたいことだというふうには思います。

先日の参考人の方々も、ぜひこの制度を早くつくつてもらいたいというふうな、そんな話もござ

いまして、大臣、土地に御関心があるというような話でありましたから、ちよつと今回の不動産登記法から離れますけれども、土地に関する法律でいいますと土地基本法というのがありますね。大臣、御存じですかね。ちよつとお答えいただけませんか。御存じなかったら御存じないで構わないんですが、土地基本法というのがありまして、その土地基本法の中には、「土地についての公共の福祉優先」とか「投機的取引の抑制」「土地は、投機的取引の対象とされてはならない」とか、結構ちゃんとしたことが書いてあるんですね、平成元年にできた法律ですけれども。

そういう基本法はできながら、残念ながら、この趣旨が今のところちゃんと生かされているのかどうかというのは微妙なところがありまして、これは民法の問題にもなるし、さらには憲法の問題にも絡むんじゃないかという議論であります。

午前中、山内委員からも竹島の話が出ましたけれども、日本の国土というのはそもそもそれだけのものなのか。だれかのものかもしれないけれども、だれのものでもないかもしれないんですよ。日本の国土、領土等は画定はできませんけれども、では、その中で、この土地はだれの土地なんですか。標識があつて、枠があつて、ちゃんと分かれていれば、こはだれ、こはだれ、こはだれと言えますけれども、実際の世の中を見ていると必ずしも標識がない土地が山ほどありまして、そこにその標識を打つていかなきゃいけない。くいを残して悔いを残さずというんですけれども、くいをしつかり残すということは大事なんです、それは権利を確定していく上では大事なんです、ただ、私たちの生活といましようか、私たちの日本の文化の中で、土地に対する考え方というのは必ずしも法律で言っているほど確定したものではないんじゃないだろうか、そういう気が私は常にするものですから、ちよつと大臣に、その辺の見解があればお伺いしたい。

土地の所有ということ、あるいはマンション

なんか区分所有法で、土地じゃなくて空間を所有するわけですね。また、地震なんかがあつて壊れたり、あるいはマンションの建てかえのときなんかにまたいろいろ問題になりますけれども、区分所有の考え方というの、法律上は理解はしますが、どうも腹に落ちない部分があるんです。

大臣が、土地の所有というものについて、あるいは区分所有というものについてどういう御見解をお持ちか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○南野国務大臣 財産という観点から考えていけば、土地が本当に不動産でありますね。その不動産についての執着というのは、先生はお若いからあれなかもわかりませんが、我々の年代というの、やはり財産をどういうふうにかえるかという、まず不動産というふうにかえるものであります。それは田舎で田んぼで畑で山でといったも同じような問題点でございますので、どういふような財産を持っているかということも一つのその人のステータスであつたのかなと思つております。

○津川委員 確かに、田舎に行くと、土地を持ていない人というのは非常にステータスが低いと言われている見方もあります。ただ、土地を持っているというのは家の土地のことじゃないんです。畑のことであつたり田んぼのことであつたり山のことであつて、土地持ちというのは普通そういう土地のことをいうんです。家の周りにあるちよばちよばとした土地は、こんなの土地に入らないんですよ、普通は。

自分の家と隣の家の間がどういふ境界になっているかという、大概が垣根になつたりするんですね。これがまた大問題になりまして、おじいさんの代に木を植えた、これがうちとあなたのうちの境目だということまで言うんですよ。ただ、これでも、じゃ、この木はどっちなんだという、これはもめるわけですよ。実は、じいさんが境界のちよつとこち側に木を植えたから、この木のちよつと向こう側までうちの土地だと言ひ出すと、これは大問題になつて訴訟になつ

ちゃう。だけれども、木までがうちの土地なんだ、要はその境界なんだ。それどころか、木がなくて、そこが通路だつたりするんですね。この通路はどっちの土地ですかといつても、これは何とも言えないような使い方をしていた地域というのは非常に多いですね。

実は私も、地方でゼネコンの関係で土地を貸していたいたりとか何だかんだかしているときに、この土地はだれの土地かとだれに聞いてもよくわからないから、公図を見て、いろいろ調べると、ここにこう書いてあるからこうでしようと言うと、みんな違ふとか言うんですね。細かいところを聞いていくと、結局、何とかさんのだれさん

に聞けばわかるか言つて、その人が言う、ああそうかなとか言つてみんなそれに従うみたい、そういういいかげんといへばいいかげんな認識の方が非常に多かつたと思うんですね。これが間違つた考え方というふうに見るのか。

あるいは、土地というのはそもそも、例えば国土である、国の土地である。赤道とかいいますけれども、赤道も、公図でござらんになったことがありますが、非常にいいかげんにかいてあるんですよ。赤道とか、あるいは青地、青地というのは川のところで、川が青地とかいてあるんですけれども、川のくせに途中でなくなつたりするんですね。どういふ川かと思ふんですけれども、そういうような公図があつて、幾ら権利がこうなつていってと言つてもだれも何とも見向きもしてくれないような、そういう公図の状態になっている。では、それで混乱しているかという全く混乱はしていないわけですよ。その地域に住んでいらつしやる方はその地域に住んでいらつしやる方なりのルールがあつて、全くだいいかげんにやっているとわけじゃなくて、それなりのルールがあるんです。それなりのルールというのは、所有権界を余り確定しないやり方をしていた方が多いです。その確定をしないやり方として、特に赤道と言われる公道なんかにどんどん野菜を植えて畑にしちやつたりとか、そんなことを随分やつてい

んですね。

私がやはりそういったものを見てきて思うのは、もう少し幅があつてもいいのかな。筆界をすべて特定するというやり方はもちろん正しいやり方だと思ひますが、地図は地図で大いにつくるべきだと思ひますが、ただ、本当に地方に行くと、極端な話を言うと、これは村の土地ですとか、みんなの土地ですみたいな土地が結構あつたりするんですね。それを特定していく中では、市の土地になつたり、あるいはだれかさんの土地になつたりするんですけれども、余りそこまでやる必要もないんじゃないのかな。地方の現状を見ていただくと、そんなような感覚も受けていただけじゃないかと思ふんですね。

ですから、地図を大いに整備するということは非常に大事です、ぜひやつていただきたいと思いますが、その中で、最終的に土地に対する考え方が地方によつて結構違ふし、まさに寝た子を起こすことになるんじゃないのかなという感じがします。

ちよつと局長に伺いますけれども、まさに寝た子を起こすことになるんじゃないかということについてどのようにお考えか、お答えいただけますでしょうか。

○寺田政府参考人 今委員が非常に丁寧に論じられたわけでございますけれども、土地に対する考え方というのは、地域によつて、あるいは歴史的時代によつてさまざまでございます。所有権そのものも、言つてみれば二重三重に生じているというふうな考え方が今でも世界の幾つかの国にはありますし、境界そのものも、国としては一定幅の中に境界があるということしか認定せずに、あとはもう当事者の事実上のそれぞれの受けとめ方に任せるというように割り切つていられる国も実はあるわけでございます、さまざまでございます。で、我が国も、このような制度をつくる上でも、専門の委員の方を調査委員に任命してそれで御協力いただくのも、実はその点に関係があるわけでございます。

地域によって、今赤道の話等もおっしゃられましたが、関西地域、関東地域、それぞれ明治の地租改正のときの地図のつくり方も実は違うわけでございます。したがって、今日、その今ある、法務局ではこれを地図に準ずる図面として扱っておりますけれども、その地図に対してどういう正確さを求めているかという、それぞれの觀念もまた違っております。そのいろいろな歴史の上に、また実際の境界、これも実際にそこにお住まいの方がどういふふうに見察しているかということにもよるわけでございますので、決まるわけでありませう。

そういういろいろな地域差あるいは時代による違いというものを前提にした上で、しかし、現代においては、やはりかなり境界の問題にシビアな考え方をとおりになる方が多くなりましたので、そういうことの反映がこういう境界確定の新しい手続を求める声に映されているのではないかなというふうに思います。

したがって、私も、部分的には相当、公権力側がある役割を演じて職権主義的に決めていかなきゃならないという、これは国の責任ではないかとおっしゃられると、それはそのとおりどころがあるわけでございますが、他方、それを日本全国あまねくやることによる実際の摩擦、寝た子を起すことと今表現されましたけれども、そういう側面も決して無視はできない。そこで、現段階ではとりあえずということで、言い方は恐縮でございますけれども、こういう制度を導入して、できるだけこの制度でどこまで問題の解決ができるか図ってみたい、こういう気持ちでございます。

○津川委員 非常に正直な答弁をしていただいたと思いますが、まさに、本当に微妙なところだと思ふんですね。今おっしゃっていたのだとおり、そのもとにしている地図も地域によって実はつくられ方、性格も相当違うものでありますから、それをもとにするといつても、全国一律でやるのは少し乱暴過ぎるかなという気がします。ですから、だからこそ私はADRのようなものが非

常に適当だと思つていたんですね。

ただ、ADRの現場の方々も、そうはいつてもなかなか大変だ。そういうときに、まさに今言つていただいたように、公権力を振りかざして境界はこゝだと言つと、まあ、そんなものかなというふうな、それはもう何といたつてお上が言うんですからそれが正しいんだらう、しかもお上は専門家をそろえてこゝだと言つていらっしゃる、素人の我々がどういふこともできないだらうというふうな普通はなると思ふんです。そうはいつても、それをまた家で建てちゃつたときに、ずらせと言つたつてずらせませんから、では次どうしようかという話にはなると思ふすけれども、そもその境界がどこにあつたのかという議論については、もうとにかくお上がこうと言えばこゝ。しかも、それについては不服申し立てができないわけですね。従来の訴訟をもう一回やらなきゃいけないだけの話ですから、境界は筆界としてもう確定しちゃうという話ですから。そういったことを考えれば、結局、やはりこの制度は相当いろいろな意味で問題を解決してしまうんだと思ふんです。お上がこゝだと言えばこゝなつてしまふ。

それが、では、今までADRとして始めようとしていた趣旨等を考えると、ちよつとこはやはり相反する部分があると思ふんです。うまく連携をしてやつていただきたいと思ひますが、今のADRと今回できる制度の連携について、具体的にどのようなかことをお考えか、お答えいただきたいと思ひます。

○寺田政府参考人 今、お上がという表現をとられましたけれども、私どもも、そういうふうな受け取つてそれで納得される方もないわけではなはいと思ひますけれども、現代の社会状況におきましては、やはりお上がというよりは、この面での専門家も加わつて一定の手続的保障のもとに決めたことを尊重していただくという方が強いんであらうというふうな思ひます。

ただ、この手続は、再三申し上げているとお

り、公的な意味での筆界を決めるものにはすぎません。実際は、さまざまな権利、所有権その他の権利がこの筆界に絡んで紛争になっているところがございます。そういう、紛争としては単なる筆界の問題よりはや背景を持つものについては、おっしゃるとおり権利の処分を伴いますADRの役割が非常に重要でございます。これは、実際には専門家として入つていただくこともございますけれども、専門家として、日本ではほとんどこれまでこの仕事を率先してやつてくださつておられます土地家屋調査士の皆さんを中心とする方々が、団体としてあるいはグループとしてなさるだらうというふうな予想されるわけでございますので、そういうところとの実際上のノウハウのやりとりも含めて連携をとることが非常に重要だらうというふうな考えております。

私ども、この法律ができてスタートするまでの間も含めて、もちろんスタートして後もそうでございますが、そういう協議を積み重ねていきたいというふうな考えております。

○津川委員 調査委員の方の能力の部分ですけれども、測量の技術云々ということをはきょう何度かおっしゃつておられると思ふんですが、測量の技術は、ちよつと誤解を恐れずに言えば、大したことはありません。今本場に、技術が非常に進んでおりますし、この間の参考人の方がおっしゃつていたかと思ふんですが、光波、オートレベルとかいう機械を使うと割合に簡単にできちゃうんですね。あの機械は非常に壊れやすく、大変高いもので困るんですが、私はそんなに壊したことはないんですが、そういういい機械を使えば割合だれでもできます。

ただ、問題は、境界標というのがあるが、このくいが見るからに間違つておられるというのが結構あるんです。これは当然真つすく刺さなきゃいけないんですが、これが曲がついていたり、あるいはどう見ても境界の真ん中じゃないところ、この標が刺さつていたりするんですね。素人目に見てもこれは間違つておられるんですが、そ

れが道路との境ならまだいいんですが、奥の方になるとこれはまた非常にわかりにくくなるんですね。

そういったところがまさに専門家の腕の見せどころだと思ふんですが、そういったところの調査委員の方々の選任、技術力の担保というものをどんな形で考えていらっしゃるのかという点が一

六カ月でそもそもこの問題を処理できるのかという問題点が二つ目。

それからもう一つ、ちよつと続けて言つてしまひますが、費用が、午前中もありましたが、そもそもやはり公費でやるべきものではないかという話。それについて、最低限のものについては負担をお願いしたいという答弁がありましたので、最低限のものというものは具体的にどういふもので、幾らぐらいなのかということをお答えいただきたい。

この三点、お願いします。

○寺田政府参考人 まず、委員のことを申し上げる前に、測量技術のことをおっしゃられましたので、それについてちよつと一言触れさせていただきます。いわけでございますが、私も測量技術と云う場合に、今こゝで具体的にA点とB点をはかることについてどれだけできるかというところ、これは測量士さんだけでなく、非常に高度な機械をお持ちで、できるわけでございます。ただ、私どもがこゝで問題にしている測量技術ということ、例えば、昭和二十年当時の測量技術はこういうことであつたから、この程度の地図がいてあるけれども、これはこゝに相当するだらうなということを理解する能力も、同時に測量技術ということに入るわけでございます。したがひまして、現在では測量技術を高いレベルでお持ちの方はたくさんおられますけれども、この測量全体を理解されている方はそれほど、どこにでもおいでになるというわけではございません。

そういう方々を具体的に調査委員に任命する、

なつていただくためにどうするかでございますが、基本的には弁護士会、土地家屋調査士会の方と相談をいたしましてそういう方々を御推薦いたしたく、あるいは、その他の専門家の方々でどういう方がいらっしゃるか、詳しい方にお聞きして選任をしたい、このように思っております。具体的には、任期二年で再任もあり得る、そういう形の任命をしたいと考えております。

それから、標準処理期間でございますが、これは午前中にも申し上げましたとおり、基本的には、裁判所で現在行われております境界確定訴訟が二年が平均的な審理期間でございますので、そういうことを考えますと、また相当短い期間が求められる。一応六月というのを基本に据えまして、複雑な事件でも一年ぐらいまでの間には解決できるように、そういう体制を整えたいと思っております。

三つ目に、費用の点でございます。これはおっしゃるとおり、本来は国としてもあるいは公的な機関としてもできるだけ何らかの形で助けけなきゃならない側面があることは事実でございますが、しかし、申請人の方の利益になる部分もあるわけでございますのでお願いをするわけでございますが、現在のところ、対象土地の価格に応じて決めるわけでございます。

ただ、今の境界確定訴訟は、例えば平均的な土地でいいますと一万余千円の手数料、印紙を貼付するというような扱いでございますので、それよりはコストとしては安いものを手数料としていただく。そのほかに測量その他で一部経費をいただきますが、現在の境界確定訴訟に見られるように、訴訟の前に調査を依頼して、その調査を大幅に、詳細なものをこの手続のために提出していただく、そのためのコストが膨大であるというようなことにはならないように留意したいと考えております。

○津川委員 ちよつと、費用についてはもう少し議論したかったんですが、時間がなくなりましたので、土地家屋調査士法の一部改正に関連して、

最後に一点質問いたします。

土地家屋調査士の方は、弁護士の方と連携をして代理業務を行うことができるといった形になっておりますが、地方においては、弁護士の数が圧倒的に少ないような地域もございます。ですから、これに関しては、まさに土地家屋調査士さんと司法書士さんで連携をしていただくことでこの代理業務というのはスムーズにできるのではないかなというふうに思いますが、これについて最後に質問いたします。

○寺田政府参考人 おっしゃるとおり、地方によつては弁護士さんが余りおいでにならないところもありますし、逆に、司法書士の認定を受けられた方で、相当弁護士に近い能力をお持ちの方もおいでになることは否定できません。

しかし、一般論として言えば、他人との間で争いが起きた事件について、土地家屋調査士さんがどういふところにおなれになっておられないかというところ、やはり代理人として紛争処理を行うというところがおなれになっておられないわけで、弁護士さんと共同受任を行うものとした趣旨はそこにあるわけであります。これを司法書士さん、御自分では確かにそういうことに相当おなれになっておられる方も、そう多くないかもしれないが、おられることは事実ですが、全体としての認定司法書士が現段階で土地家屋調査士の方々のそういう面での能力をカバーする、あるいは指導するということなどところまでは至っていないだろうというところでこういう扱いがされた、これは司法制度改革推進本部での議論を踏まえたものでございますが、というふうに理解いたしております。

そこで、この面については、もうしばらく司法書士さんの実績を見ないと、そういうことができるかどうかについての判断はしかねるという立場でございます。

○津川委員 認定司法書士制度というのは、まさに弁護士さんが少ない地域において、できることはどんどんやっていただこうということでスタートしたはずでありますから、ぜひ今後、実績を見

て、大いに活用できるように検討していただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、加藤公一君。

○加藤公一委員 民主党の加藤公一でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

今の津川委員も土地を持っていない人ということをおっしゃっていましたが、私も持っておりませんで、不動産登記をしたことのない人間がこの法律で立て続けに質問に立つというの何となくせつないものを感じるところであります。しかし、国家として大変重要な法案でありますので、私も勉強をしなければいけないということで、房村前民事局長が執筆になっていらっしゃる御著書を拝見して勉強をしてみました。しかし、土地全体でいうとまだまだ釈然としないテーマが幾つかございますので、きょうはそのことを簡潔に伺つてまいりたいと思ひます。朝から議論が続いておりますから、若干ダブるところははしることもあるかもしれませんが、御容赦をいただきましたと思ひます。

まず大臣にお伺いをいたしますが、根本的な話なんです。そもそもこの不動産登記制度というのは何のためにあるのか。そして、登記所に備えつけなければならぬ地図というのは一体何のためにあるのか。ここがすべての根源だと思ひますので、この点をまず教えていただけますでしょうか。

○南野国務大臣 先生も、いずれ土地はすぐお求めになられるだろうと思っております。

不動産登記制度は、不動産の物理的な状況と、また不動産に関する権利を公示することによりまして国民の権利の保全を図る、もつて取引の安全と円滑に資することを目的とするというわけです。自分の持っているものをしっかりと、ここはこうだというふうにできればいいかにならないというところもあるかと思ひますが、不動産は国民の最も基本的な財産である、不動産と言うくら

いでございます。経済活動の基盤となるものですから、不動産に関する権利関係を正確に公示する登記制度を整備することは、不動産をめぐる経済活動の基盤を整備することになるものと考えております。

また、不動産登記法の第十四条の第一項に規定いたします登記所備えつけ地図、これは、これによつて土地を特定し、現地において各土地の区画を復元することができるとなっております。それほど正確な、または緯度、経度をはかつてちゃんとできるように今なっておりますが、このような正確な地図を備えつけることにより、登記簿による公示と相まって土地の取引の安全に寄与するものというふうに思っております。

○加藤公一委員 要するに、不動産登記制度というのは、その不動産に関する事実とか権利を公証するというのが目的であつて、そのためには正確な地図が欠かせない。これが大前提だと思ひますので、それをベースに幾つか伺ひたいんですが、まず縄延びのことについてお話を承りたいと思ひます。

私も一昔前まではこのことは全く存じ上げませんで、登記されていることが本当に事実で、現地を測量してもずれないんだらう、国会議員になるまではそう思つておつたわけでありまして、いざ議員になつて少し議論をしたり研究をしたりしてみますと、驚くような事実が出てまいります。

そこで、これまで地籍調査をずっと進めてこられて、実際にどの程度縄延びが発生をしていたのか。つまり、登記をされていたものと、きちんと測量をしたらどれぐらい面積がずれていたのか、それを数字で教えていただけますでしょうか。

○日尾野政府参考人 地籍の結果といひますが、実施前と実施後の状況についてのお尋ねでございますけれども、地籍につきましましては市町村等で実施しておりますので、私どもが把握しておりますのは昭和四十五年度から平成十五年度までの間の状況でございます。その対象地域は宅地のみな

らず山林、農地等、幅広にいろいろなところを行つていくわけでございますけれども、その調査実施前後を比べますと平均で二三%ほど増加している、こういう結果になっておるところでございます。

○加藤(公)委員 大臣、御存じでしたか、この数字、二三%ずれている。もちろんいろいろな土地がありますから、一概に、今地図が五四%できていて、あと四六%だと思ひますけれども、残りの四六%のところは全部二三%ずれているという議論ではないと思ひますが、仮にそう推定すると、日本全体の二三%という九州、四国でもまだ足りないんですね。今までそんなに大きくずれていたわけですよ。まだずれている可能性のあるところが四六%も残っているという大問題があるわけですね。

きょう、僕はここを一つの中心テーマとして伺つていきたいんですが、これがずれていると、つまり、実際の正しい面積がわからない状態であるという制度が運営をされているわけですから、直接とは言えないまでも、間接的にもいろいろなところに問題が発生するのではないかと思つておりまして、その最もわかりやすいのが相続税と固定資産税であろうというふうに考えております。

そこで、国税庁の方に伺いたいんですが、土地に関連をして相続税の申告がなされた部分で、それに誤りがあったケースというのは実際どれぐらい把握をされていますでしょうか。

○竹田政府参考人 お答え申し上げます。

平成十五事務年度、これは平成十五年七月から十六年六月の一年間でございましてけれども、この間、私どもが相続税の調査をいたしました件数が約一万三千件でございます。

調査によつて把握いたしました申告誤りと申しますか、申告漏れ課税価格の全体は三千八百六十億円でございます、そのうち、今お話のございました土地に係るものの申告漏れ課税価格は七百三十八億円というふうになってございます。

○加藤(公)委員 わざわざ、相続税ですから相続された方が御自身で申告をされて、多くの方は正確にやつていらっしゃるんだと思ひますけれども、それでも登記の面積とずれていけば、実際自分の土地がどれぐらいあるかというのはいくら分が多いはずで、悪気がなくても結果としてずれているとか、確信的に申告している人も中にはいるのかもしれないけれども、御本人に何の悪気がなくても、結果的に相続税の徴収が漏れているという実態があるわけですよ。

国税庁の方は、申告があつたものの中から、これは誤りがあるのではなからうかというところをわざわざ調査して、それで七百三十八億円という額が出ていくわけですから、これは、地図の整備ができていけば、こんな作業も要らなくなるし、もっと正確に皆さん公平に税を負担するという社会になるはずなんです。その意味からしても、地図の整備というのは大変喫緊の重要な課題ではないかと思つておられるわけでありまして。

同じように、総務省の方に伺いますが、固定資産税の収入が年間どれぐらいあつて、実際縄伸びによつてその面積が実態とずれているとすると、そこに適正な課税がなされているとお考えか、あるいは、実際に幾らかの、何兆円かの税収がずれているとお考えか、あわせてお答えいただけますでしょうか。

○板倉政府参考人 まず、土地に係ります固定資産税の税収でございますけれども、平成十五年度の決算額で約三兆五千五百億円程度ということでございます。

縄伸びがあるのではないかとということでございましてけれども、御承知かと存じますが、土地の固定資産税を課税する場合の地積につきましては、原則として登記簿に登記されている地積によるというふうにされているところでございます。これは、土地の固定資産税の対象となる土地が約一億七千万筆ぐらいということになっておりまして、そういう大量の土地を一時に評価をして毎年課税させていた、ということでございますので、そ

ういう登記簿の面積を使うことにしているわけでございます。

これが、面積がふえれば税収がふえるのではないかと。これは、端的に申しますとそういうことになるわけでございますけれども、全体が大きいく、例えば二割程度も面積が伸びたときに今のままで課税をすることが適正かどうかというまた別途の議論はあろうかと思ひますけれども、基本的には、より正しい地積で課税することの方がより望ましいだろうというふうには思つております。

○加藤(公)委員 そうなんです。だから、今の現状でいうと、地図が整備されている地域の皆さんは実態に合っただけの固定資産税を納めていらっしゃるつて、地図が整備されていなくて縄伸びがある地域の皆さんというのは、御本人は悪気がないから責められないのかもしれないが、正確でない固定資産税しか納めていただけていないわけですね。

実際、それが金額的にはどれぐらいずれているかというのは、先日伺いましたが、そこを判断するのは難しいということでしたけれども、先ほどの相続税から何となく推測するに、きちんと地図を整備するための予算を使つたとしても、これは、午前中から予算をふやすべきだという議論がかなり出ていまして、その予算を使つたとしても、実は税収がその分以上にふえてくる、国として考えれば、国の経営として考えればそういう事態になるのではないかと。

その意味では、今政府参考人がおっしゃつたように、仮に、縄伸びが全部なくなった段階で今と同じ税率、課税でいいのかわという議論は確かにあると思ひます。しかし、正しい固定資産税を納めていただくことを考えれば、投資ということとちよつと語弊があるかもしれませんが、先に地図の整備を予算を使って進めるといふことは決して政府としてマイナスにならないと思うんですが、これは決して通告の必要性のある質問だとは思ひませんので、大臣の御感想、御見解をちよつと伺

いたいと思ひます。本当に、基本的なものがあれば、その方がより効果的で効率がよいとは思つております。

○加藤(公)委員 効率というより、予算を使うこと自体は決してむだにならないということとをぜひ御理解いただきたいと思つておるところです。

国税庁と総務省に最後に一言ずつ伺ひますが、税務上、地図がきちんと整備をされていけば、より適切な課税もなされるし、地図の整備はそのために欠かせないというふうにお考えかどうか、確認を一言ずついただきたいと思います。

○竹田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました土地に係る申告漏れ価格、この七百三十八億円の中には、土地そのものの申告漏れとかあるいは評価誤りなどさまざまな態様のものが含まれておりますので、縄伸びがどの程度含まれておるかというのは私どもも把握しておりません。

ただ、先生お話しございましたように、私どもは相続開始時点における実際の面積に基づいて評価することといたしておりますので、今お話しございましたように、こういう実際の面積が把握可能な地図の整備が進んでいくとすれば、それは適正課税の観点からも有用であるというふうに考えます。

以上でございます。

○板倉政府参考人 固定資産税の課税に際しての地積の考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。本来、すべての土地についての現況の地積が把握できて、それが登記簿に反映をされるということが最も望ましいというふうに考えております。

したがいまして、地籍調査などが一層進捗をしまして地図が整備をされるということは、固定資産税の課税の上からも大変有用なことであるというふうに考えます。

○加藤(公)委員 ありがとうございます。国税庁と総務省の皆さん、御退室いただいて結構でございます。

ということ、税務上からもやはり地図の整備は非常に重要だということをまずここで第一に御理解いただきたくわけであります。

もう一点、別の観点からやはり地図の必要性をお話したいんです。

これは国交省がつくっていらつしやるパンフレットにも書いてあるんですが、災害対策の問題で、おつとも福岡で地震がありましたし、昨年は新潟でございましたし、十年前は阪神・淡路、大変大きな災害が発生しました。その後、復興するときに、正確な地図がないということでトラブルになったり、あるいは復興がおくれたりという事態が発生するのではないかと懸念があるんですが、実際にそういう事態が起こるのか、起こらないのか、いかがお考えでしょうか。

○寺田政府参事官 おつしやるのとおり、例えば、最近の一番大きい災害であります阪神大震災に当たりまして、特に港に近い部分が相当に区画が崩れました関係で土地の境界が明らかでない事態が生じたということで、私も大変心配をいたしましたわけでございます。

神戸の場合は、従来ある地図に準ずる図面が比較的正確であったところで、それをもとに何とか復興にそれほど大きな支障にならなくて済んだわけでありまして、しかし、日本の大都会でそういうところはむしろまれであります。ほとんど地図というものが整備されていない大都会もあるわけでありまして、そういうところで現地の復元を行おうといたしますと、これは大変な努力が必要だということは容易に推測がつくわけでありまして、私も、そういう面でも、特に都会での地図の整備というのを急務というふうに考えているわけでございます。

○加藤(公)委員 今のお話ですと、たまたま神戸は比較的正確な地図があったから何とかなったというお話ですが、今、都道府県別だと、全国最低の進捗率は大阪府で二%というふうに聞いています、別に大阪に災害があればいいという意味じゃありませんから誤解されると困るんですけれども、

でも、万が一そこで災害が発生したらどうなるのか。東京でも直下型の地震が来るのではないかとずっと言われていて、東京でも地図整備一八%と聞いていますから、もちろん災害はないにこしたことはありませんけれども、起きてしまった後の復興のことを考えても、正確な地図を整えるというのは非常に重要なことだと思うわけでありまして。

そこで、それだけ重要な地図というものを整備するのは一体だれの仕事なんでしょうか。大臣、お答えいただけますか。

○南野国務大臣 だれの仕事かということですが、登記所には各土地の区画を明確にした地図を備えつけるものとされておりますので、正確な地図を整備する責任は国が負っているものと思っております。

○加藤(公)委員 そうですね、国が負っているんですが、国が負うということは、実際にはどなたがその義務を負うていらつしやるんですか。所管をしていらつしやるのはどなたですか、大臣。

○南野国務大臣 法務省、国土交通省ともに連携しながらやっておりますが、ポイントとしては法務大臣の方にあると思っております。

○加藤(公)委員 ポイントとしてはというのが今風に言うとか大変微妙な答弁かと思いますが、法務大臣がやっていたのかなきゃいけない仕事です、法務大臣がやっていた地図ですから。今でいけば、法務局に備えつける地図ですから。今でいけば、法務大臣がその地図を整備していた、だからなければならぬわけでありまして。

そもそも、今回、筆界を特定する新たな制度をつくるというのは、別にこの法案とかこの制度自体を否定するわけではもちろんないんですが、もとはといえば、これまでに地図の整備が済んでいけば、わざわざこういう仕組みをつくる必要はなかったわけですね。それが、御案内のとおり、全国で今五四%しか済んでいない、四六%残っている。また、大都市のように、筆界の特定の大変難しい地域が多く残ってしまっている。これを何

とかしたいということで今回の制度ができるのでありまして、悪い言い方をすれば、国がここまで余力を入れてこなかった、サボったと言うとちよつと言いつつ過ぎかもしませんが、地図の整備を怠ってきたということがあるんじゃないかと思ひますが、大臣、そこに反省はされませんか。

○南野国務大臣 地図が整備されていない地域におきましては、筆界をめぐる紛争が生ずることが多いと考えられますけれども、地図が整備されていたとしても、筆界の現地における位置について争いが生じることもあり得ますので、新たな筆界特定制度を創設する意義があるものと考えております。

地図の整備につきましては、新たな筆界特定制度の活用を図りながら引き続き進めてまいりたいと思ひますが、日本の地図というのは本当にいろいろな形で変わつていつていっているのではないかと、いろいろにも思ひます。それは、造成とか、いろいろと土地を、地震とかなんとかということもあると思ひますけれども、それに追いついていかないうち、それだけに時間がかかるものであるということも思ひます。

○加藤(公)委員 大臣、多分余計なことをおつしやらない方がいいと思うんですが、それは、活断層が多いですから。地震で土地の形が変わるのもよくわかります。阪神・淡路大震災の直後に私は神戸も行きまして、がたがたになっていた地区もありましたから、それは変わるでしょう、土地の形もそれから、埋め立ててもすればまた土地が生まれたりもするでしょう。だけれども、それが原因で五四%しか地図が整っていないわけじゃないわけですから、そこは素直にこれまで十分じゃなかったということとは認められた方がいいし、そうじゃないとこれから先の議論につながらないじゃないですか。

それに、今、最初に私がわざわざ申し上げたのは、この法案を否定するわけでもこの制度を否定するわけでもないとお断りをした上で伺っているんですが、

んですから、そこは真つ正面から議論をしていただきたい。

この筆界特定制度が必要になつてしまつたというのは、地図が整備されていないがゆえということがあるわけですから、先ほど大臣がおつしやつたように、法務大臣の仕事としてこの地図の整備をしないといけないわけでありまして、先ほど来何人かの委員の方も質問されていましたが、地図を整備するためのコストというのは国が負担をするべきじゃないかと私は思ひますが、大臣、いかがお考えになりますか。

○南野国務大臣 先生のお問い合わせは、測量の費用を請負人が負担しなければならぬのかと。その逆……(加藤(公)委員)申請人。請負人じゃありません」と呼ぶ申請人ですね。その逆もあると思ひます。

筆界特定制度は、地図が整備されている地域であるか否かにかかわらず、土地の筆界について紛争が生じた場合など、筆界の位置を特定する必要が生じた場合について、その土地の所有権登記名義人等の申請によりまして筆界特定登記官が判断を示す制度となつております。

このように、筆界特定は、土地の所有権の登記名義人等が必要であると考えて申請をした場合に行うものでありますので、申請人に対しそのための相応の費用の負担を求めることは合理性があるというふうに考えております。

○加藤(公)委員 そこがきょういろいろ委員の方が議論をしていたところで、先ほど津川委員もおつしやっていましたし、私も同じように考えているんですね。

もちろん、地図があつたからといって争いが全くなくなるとは言ひません。もちろん発生する可能性はあるのでありましよう。しかし、そもそも、私のこの時間の中の議論でも、国が整備をしないといけないんだ、大臣もおつしやつたとおりですよ。

不動産登記というのはその土地の不動産の事実や権利を公証する制度で、そのためには地図はい

わば不動産登記制度の根幹をなすものと言える民事局長が書かれた本にも書いてあるわけですよ。

国の義務として整えなきゃいけないわけだから、その地図が一たん完成をするまでは国のコストで地図の整備を進めるということの方が合理性があるんじゃないですか、地図が整っている地域とこれから地図をつくらなきゃいけない地域とで、住んでいらっしゃる方にその費用負担の損得勘定が発生するというのは不公平なんじゃないですか、こういうことを申し上げているわけです。

境界の争いだつたらそれは私人同士で負担をしていただくということにももちろんなりますけれども、筆界の特定までは、これは公法上の境界線を定めるわけじゃないですか。その筆界の特定までは、国の仕事だというならば、国が負担をするべきじゃないかと思うんですけれども、もう一度、お考えは変わりませんか。

○南野国務大臣 法務省といたしましては、引き続き積極的に地図整備を進めることによりまして、地図が整備されている地域とそうでない地域の不公平感の解消に努めたいと考えております。

○加藤(公)委員 そうすると、今の御答弁は、極端な話、この制度がそう多く使われないうちに、できるだけ一生懸命急いで残りの四六%の地域の地図を整備したいという意思表示だというふうに受け取ってよろしいんですか。

○寺田政府参考人 再三言いつけましたことを申し上げて恐縮でございますが、地図の整備自体は、これは国の責任でございます。ただ、国土調査に基づく地図を作成し、これを法務局に備えつけるという場合においても、筆界に当事者間に争いがあれば、当事者が合意なさる場合は別ですが、そうでなければ、やはり筆界未定地としてこれは残るわけです。したがって、地図が整備されているか整備されていないかによって、筆界が決まっているか決まっていなかったということが自動的に、一義的に対応しているわけではありませ

ん。ただ、もちろん筆界が決まらないということも地図の整備にとつてマイナス材料でありまして、それも全部国でやってしまうという考えもあり得ないわけではありません。これも、午前中御説明したとおり、職権ですべてやってしまうということもあり得るわけでありまして。しかし、それはそのマイナスもある。

そこで、今回は非常に、制度としてはやや中途半端な感じでお受け取りになれるかもしれないけれども、こういう制度をつくって、最小限の費用で確定できる筆界は確定しよう、こういうことでございます。

○加藤(公)委員 大臣にぜひ御理解いただきたいのは、今の局長の説明と、私が先ほど国税庁や総務省の方に伺った話とをセットで考えていただきたいわけですよ。

国が地図を整備することによって正しい課税がされて、それで税収がぐんとふえるかちよつとふえるかそれはわかりませんが、新しい税金が入ってくる。その前に地図を整備するためにコストがかかることは、国としてそんなにマイナスはないじゃないですか。だったら、局長が今くしくも御自身で、中途半端な制度だとお受け取りになられるかもしれないとおっしゃいましたが、私はそうお受け取りになっているわけですから、中途半端なことをしないで、きちんと地図を一刻も早く整備するということが、それはもうバランスの話ですけれども、だから、これはそれこそ政策論、価値観の議論かもしれないが、私は、優先順位が高いと思うわけです。だからこの議論をさせていただいているんですね。

多分ここで残り時間全部この議論をしていてもお考えは変わらないでしょうから、別の観点から伺いますけれども、そうはいっても、残り四六%の地図を一刻も早く整えなきゃいけないわけですが、大臣、これはいつまでに完成をさせる御意思が御座いますか。

○寺田政府参考人 国土調査による地籍整備とい

うのは昭和二十年代から始まりまして、十年計画を数回繰り返して今日に至って、最近ではようやく半分を超えているわけです。

そのことについて、私どもの方で所管しておりませんので直接申し上げることはできませんが、しかしながら、この地籍調査においても、特に都市部部分において調査ができていないということが、境界の争いあるいはその他の権利関係の争い、あるいは公共事業の遂行、いろいろな面でのマイナスがあり、加藤委員が御指摘になられたように、課税上の問題もあるということから、この部分を重点的に、都市再生と一応の地図のようになっていることで、十年間で一応の地図のようになっている地域について行おうという計画でございます。

私も、国土交通省の地籍事業について積極的に、とりわけ境界確定、筆界確定にノウハウを持つ法務局としては協力してまいりたい、このように考えております。

○加藤(公)委員 ちよつと時間がもう迫っていますから、国交省の方、最後まで残っていたいて申しわけなかったんですけれども。

都市再生本部で、今局長がおっしゃられたように、十年間で都市部は全部何とか地図をつくらうという意思を持たれて今進めていらっしゃることはよく存じ上げておりますが、もちろん都市部が全然進んでいないからそれをやっていたらそれは大事なことなんですけれども、都市部が終わったからといって、四六%全部がで上がるわけじゃないですね。国交省の方にお願いをするところもあれば、法務局がみずから地図を整えていくということがあつたつて当然いいわけでありまして、私は、そこまで含めて、残り四六%、いつまでに完成をさせる御意思が御座いますかというところを伺っているんですが、大臣、いかがですか。

○南野国務大臣 今答弁申し上げたとおりでございますが、お話の中で、十年間でおおむね達成しよう、これは都市の部分でございます。

○加藤(公)委員 都市以外のところもあるわけですよ。ではそこはやらなんでしょうか、十年間ほったらかしになっちゃいますよというのを僕は聞いているわけですから、そこまで含めて、日本全体の地図の整備はいつまでにやろうとしているのか。大臣が御自身で、自分の仕事ですとおっしゃったんですから、意思を持っていた方がいい。それはいつまでですかということを聞いています。

○南野国務大臣 都市部以外の地域の地図整備につきましては、相当の期間を要するものと想定されておりまして、従来から実施されている地籍調査に法務局が積極的に参加、協力するなどして、地図整備の促進を図ってまいりたい、できるだけ早くしたいと努力していく所存でございます。

○加藤(公)委員 時間になりましたのでもうこゝでまとめますが、今までのペースだと一年間で一%ぐらいしかふえていないわけですよ。そうしたら……(発言する者あり)本当に、やじが飛んでいますけれども、五十年かかっちゃうわけですよ。

都市再生本部が、都市部を十年間で完成させていたければ、それは大きなプラスにはなりませんけれども、それだけで全部が片づくわけではないので、先ほど、冒頭申し上げたように、税金の段階でもアンフェアな状態が現実には続いているわけですから、そもそもこれはおかしい。公正な社会をつくるという観点からいっても絶対におかしな状態が続いているんですから、さらに今まで以上に積極的に取り組んでいただきたいとお願いをしておきたいと思ひます。場合によっては、また別の機会にも議論をさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、樽井良和君。

○樽井委員 民主党の樽井良和です。

遅くまで御苦労さまです。不動産登記法等の一部を改正する法律案について、きょう最後の質問になりますので、もう一頑張りよろしく申し上げます。

不動産というのが大体二億七千万日本にあると言われているんですが、私は残念ながら一つしか持っていないと思うんですが、先ほどの津川さん、加藤さんが一つも持っていないということでしたので、その辺はやめておこうと思います。

これだけ筆界に対して今まで未定のところとか、あるいはいいかげんなところというのがたくさんあるんだというのを私は調べまして初めて実感いたしました。例えばしたたかな先祖が銀座あたりにくいを打ちまくっていたら、今は馬車馬のように働かなくても大丈夫だったのになと思っただけであります。

日本の金持ちといいますが、日本は金持ちイコール土地持ちなんですよね。この間逮捕された方も含めて、土地をたくさん持っているから金持ちとして何か番付に出るということがたくさんありまして、地球の資産を管理する例えば神様みたいなのが幾らかといえ、余り日本の実際の価格ぐらいの価値があるかどうかはちょっと疑わしいんですけれども、それでも、お金を借りる面でありますとか取引においても、不動産あるいは株式、この辺がいまだに大きな比重を占めておりますので、この問題は大きな問題だと思っております。

今後、パイオフになって、今預金されているお金、これが動くところを見つけて動き始めると思いますが、例えばこの今回扱う不動産の問題、これも早急に片づけていかないと、せつかくのチャンスがそがれていくかもしれない、この辺も強く思いましたので、土地の円滑な取引あるいは筆界未定地を迅速に解消しなければならぬ、これに全く異論はない、このことについては大賛成ですが、この中で重要な点が多いので、不明な点を追及して、ちょっと意見を述べたいと思います。

朝からいろいろな委員が質問に立たれまして、私が質問しようと思って通告していたものが多々出てきましたので、一部ちょっと変えてみたいと思います。

か、あるいは順序も変えるので、その辺失礼いたします。

まず、本制度によって訴訟手続の迅速化が図られるというふうに、今までよりは迅速に行われると思うんですが、例えば六本木ヒルズの再開発で、土地情報が不十分であったことから、要するに、境界の確定、面積の確定に四年以上を要している、こういったことがあったわけです。今回の改正によってどれぐらい、例えば四年ぐらいかかっていたものがもっと縮まるのか。

そして、先ほどの話ですと、これも津川委員が聞きましてけれども、いつまでにこの未定地を解消できるとお考えなのかという中で、例えば十年でということでありました。それは何に時間がかかってなかなか確定できないのか、この辺についてちょっと質問したいんですが、よろしく願います。

○寺田政府参考人 御質問の趣旨は、例えば六本木ヒルズのような都市の再開発において、筆界が確定していないことが障害になっているというふうに一般に言われているわけですが、それがどれほど迅速化されるかということだろうと思えます。

個別の案件について申し上げることは差し控えたいと思いますが、六本木ヒルズに限らず、例えば道路の買収でありますとかあるいは公共の建築物を建築する場合に、この買収する対象の土地の筆界が確定していないために非常に時間がかかるというところは結構ございます。

そのために、例えば道路が完成までに十年要するとすると、実際半分ぐらいその土地の買収のためにかかり、その土地の買収の遅延の非常に大きな要因が、土地の境界の確定ができていなかったということがあります。これは、具体的に手続をとるといってもさることながら、値段が決まらぬということもあるわけで、筆界が決まらぬと値段が決まらないということもあるわけであります。

こういうことから、この筆界の不明確な点を解消

すると、公共事業を含めましてさまざまな事業にプラスに働くということは、一般論としては言えるだろうというふうに考えております。

それから、訴訟にどういう影響を与えるかという御質問もございました。これは、現在では、この種のものはすべて境界の確定訴訟という形で行われているわけございまして、その中にはさまざまな専門家が関与しての手続もございすけれども、大変に、全体的な知識が非常に偏っているために時間がかかるというところもございす。

これを法務局の関与するその周辺の土地についてのいろいろな知識というものを前提にいたしますと、これも相当に迅速化されるというふうに考えられるわけございまして、この法律の中でも、訴訟との関係を規律している規定が二条ほどございすけれども、訴訟との関係も非常に重要なポイントだろうというふうに考えております。

○榊井委員 先ほど大臣が十年ぐらいで筆界未定地を解消するということを言ったんですが、大体その根拠となるもの、今まで例えば一%ずつぐらいしか動いていないのに、かなりスピードアップすると言ってもよいですが、それは何でかというようなことなんですけれども、どういうことでスピードアップできるのか。それで、実際に、何が理由でそんなに十年も逆に言えばかかるのかというところなんです、その辺、ちょっと詳しくお願います。

○寺田政府参考人 ちよつと先ほど私の説明が悪かったかもしれませんが、この都市部再生との関係で地図の整備を行うという事業は国土交通省の所管でございまして、国土交通省が従来の地籍調査、これは主として都市部以外の部分で進展しているわけございすけれども、それでは、実際に土地の取引等が行われることが多い都市部に国土調査が全く役立たないという点を非常に重視されまして、このままでは永遠に都市部に国土調査が入れないという危険もあるではないかというような御議論から、思い切って十年間という期間を設定されまして、その期間の中で、従来行われて

こなかった一筆対査ということを、まず非常に大ざっぱな形で街区及び一筆地を特定されるということをおやりになった上でなされるというものでございまして、その調査によっても、最終的にその区域内の筆界未定地がゼロになるというわけではありませぬ。

その作業を行うことと並行いたしましたので、このような新たな筆界の確定手続が利用されて、筆界未定地が解消されていく度合いは相当多くなるとは思いますけれども、完全にゼロにはできないだろうというふうに思うわけございす。また、全国の地籍調査というものが仮に完成いたしましたも、同様に、全国的に筆界未定地がゼロになるということではない。そのところはひとつ御理解いただきたいところでございす。

○榊井委員 筆界未定地、これがゼロにならなくても、例えば八割方、九割方、普通の民間とか会社、十年かかるだろうかということと考えまして、経済の中で非常に大事な部分ですから、もうちよつと早急に、国土交通省と法務省、こういった中でプロジェクトチームでもつくって、どっちの省庁が何をやるんだとかいうような中ではなくて、国を挙げて取り組んでいってほしいというふうに思います。

その辺に関してはまた後で述べることにして、ちよつと次の質問にさせていただきます。いんです、調査委員の登記官へ提出する意見というものが、これが合議体で行われるのか、それとも単独で行われるのか、この辺について教えてください。

○寺田政府参考人 これは法律の上では合議体を構成するものではございせんので、単独で意見を出しにしようと思えばできるわけございす。

ただ、実際上の運用としては、これは相当、委員間でいろいろ御協議いただいて、御協議いただいた上での結論をもとに御意見を提出していただきたい。運用上はそういう工夫をしていただきた

いというふうを考えているところでございます。
○榊井委員 実際に、例えば単独か合議体かという場合ですが、これはADR同士の連携で測量を伴う場合に、例えば土地家屋調査士とか、そういった専門家以外に測量の技術や基準というものがあるのかどうか。

それとまた、調べるときに、調べる入り口の段階で、そういった専門的な技術を持っている土地家屋調査士のような団体以外に頼んでいものかどうかというのが、測量が必要なのか必要でないのかというような、この辺の判断も含めてわかるものなんでしょうか。

○寺田政府参考人 これは、特定の案件でどれぐらい測量が必要かということは、その案件ごとに違いますので、一概には言えません。

ただ、この種の筆界の確定の測量においては、都会部とそれからそうでないところ、さまざまございいますが、その案件ごとに測量の精度というのは決まっております。これは甲何号、乙何号という形で決まっております。それに応じてやっていただくということでございます。そのあたりは、専門家であります土地家屋調査士の皆さんは皆さん心得ておられる。そういう方をむしろ専門委員には任命させていただくということで考えております。

○榊井委員 技術的な面で今まで洗練された団体があると思いますので、そういったところできちんとした測量をやつていかなければ、またいいかげんなことをしたら、これは意味が全くありませんので、きつちりとその辺は対処してほしいと思います。

それで、続きまして、二〇〇四年に不動産登記法を改正して、オンライン登記申請制度というのができていますが、最近のこの状況をちょっとお伺いしたいんです。

今回、筆界をきちんと決めていった中でも、そういったデータ、これはデジタル化をきちんとしているのかしていないのか、この辺をお伺いしたいんです。

○寺田政府参考人 まず不動産登記法の改正でございますが、三月七日に施行されて、さいたま地方法務局の上尾出張所がオンライン一号庁に指定されております。現在、私どもが把握している限りでは、一件だけオンライン申請が出ております。

それから、地図につきましては、これは平成元年に基本的に今後の地図整備の方針を決めました。際も、できるだけ今後はデジタル化したデータを集めていこうということ、その後も、法務局にそれぞれ、地図のデータを管理できるコンピュータ、管理システムと申しておりますが、それを導入いたしまして、全国の本局、一部の出張所には既にそういうものが配備されているという状況でございます。

○榊井委員 一部ということは、例えば別のところではいまだに紙で管理しているということでしょうか。

○寺田政府参考人 電子データそのものは、どこかの支局、どこかの出張所でも、提出されたものはいただいて、管理をいたしております。ただ、それをもとに、例えば分筆の登記が出た場合に、その電子データを利用して分筆の手続をするかどうかということ、これはコンピュータを配置している登記所しかできませんので、そういうところで扱っているわけでございます。

○榊井委員 かつて、よく法務局なんかに行つて、いろいろな書類を見ますと、何が悲しくて手書きで管理しているのかというふうに思つたものであります。実際に、例えば、今回登録していく中できちんとしたデジタル化をして、そういうことによつて新しいビジネスチャンスを生み出した、あるいは効率のいい調査ができるように、こういうことをやつていくことが大事じゃないかと思つています。

例えば、不動産会社の方が、あの土地はだれのだろう、こういうふうに関心されたときに、次の日の朝からまた法務局に行つて、証紙を買つて調べ、それをコピーして持つて帰る、この効率の悪

さというのは本当にひどくて、あんなものは、許可さえもらつておけば会社のコンピュータからインターネットでも接続して、その地図上をばばつとダブルクリックでもしたらデータが出てくればいい話でありまして、そういったことを将来的には絶対進めていくべきだと思うんですね。

そういう中で、最初からそういうデータをデジタル化していかなければ、また再度、紙に書いたものを取り出してデジタル化しなければならぬ、こういう事態になつてくるんじゃないかと思つております。先ほど言われましたように、例えば、自然災害でも、人為的な開発行為であろ

うが、土地が変わつたときに紙に書いてあるものをまた変えるんだというような、今の日本の技術とかテクノロジでそんな不細工なことをしているのか。普通に、コンピュータの上でばばつといらえばきれいに直るじゃないですか。そういったシステムの開発とかをしようというような、そんな意見というのは全く出てこなかったんですね。

○寺田政府参考人 先ほど申しましたのは、こういう地図のような地理的データについてのコンピュータによる管理でございます。登記情報全体は、これは昭和六十三年から全面的にコンピュータ化を進めておりまして、現在、七五％程度の完成を見ております。

残るところは非常に限られた部分でございます。で、皆様、東京のそれぞれの法務局の出張所に行かれますと、もう既に全面的にコンピュータで運用されているところをごらんいただけだと思います。平成十九年には、このコンピュータ化は一応の完成を見ることができるよう、現在、鋭意努力しているところでございます。

それから、地震等が起きた場合の現地の回復にデータを利用できないのはおかしいではないかというのとはそのとおりでございます。これは、先ほども少し御説明申し上げましたが、この地図データというものが、法十四条の地図で新しいタイプのものという場合には、地図上の図根点そのもの

が電子データでできております。そういうものを基準点といたしまして、それぞれの筆界も全部電子データでできております。

そういうものにおいては、基本的に、土地のずれという問題もございまして、そこもまた理論上難しい問題がございまして、それを今、仮に抜きにいたしまして、現地を復元するというふうにいたしますと、その電子データが、まさに委員の御指摘のとおり、復元に極めて大きな威力を発揮するということでございます。

○榊井委員 だんだん不動産自体も経済の中ではいろいろな取引の形態をとつてきておりまして、不動産を証券化したりであるとか、土地に対するニーズや取引が複雑化してきている。そういったときに、そういう新しいシステムというものを国がつくつていくのは、大きいビジネスチャンスを広げることだと思つております。

取引にしても何にしても、現場で会議をしなから、この土地はどうだろうかというふうなのはばつとデータが出てきて見れる、そういう中で新しいシステムというものを当然考えていかなければならないと思ひます。それは法務省だけで言う問題ではなくて、国全体で、e-Japanなんかの担当をしている方を見ますと、遅くまで残つて霞が関でやられておりますが、あいつたところをもうちょっと人員をふやすなりして、各省庁のこういった問題にも取り組むプロジェクトチームあたりを立ち上げるぐらいのことをやっていかなければ、だんだん日本が最先進国から徐々に徐々に後退しているような気がしてならない、こういう感想を述べさせていただきま

それで、例えばITによつて今言つたような効率化を図ろうという提言みたいなものですが、これで、先ほど言いましたように、民間に任せてやるような仕事はあるんでしょうか。何か、今までだつたら公共工事ということが多かったのですが、公共IT事業みたいな感じで取り組むべきことだと思ひます。

今、国でやつてくれと言ひましたけれども、や

らせていたらちよつとスピードが遅いので、民間に委託してこういったことはやらせる方がいいんじゃないかと思つたときに、例えば、土地家屋調査士のデータの管理のシステムであるとか、あるいはIT関連のすぐれたソフトウェアをつくった会社なりに入札させるなりして、国のこういったものを管理する新たなシステムを構築していくべきだと思つたのですが、その辺の所見はいかがでしょう。

○寺田政府参考人 今、ビジネスチャンスのお話がございますけれども、先ほども申し上げたとおり、コンピュータ化を進めております関係で、コンピュータの上で既に電子データの形で示せる登記簿、これは先ほど申したように七五%でございますが、それについては、それぞれの会社なら会社で、あるいは個人のお宅でもそうでございますけれども、適当な手続をとっていただければ画面上のコンピュータで今そのデータが得られる、そういう仕組みにいたしています。オンラインによります登記情報の提供という形でそれをいたしております。

こういうようなコンピュータ化は、おっしゃるとおり国で進める責任があるわけでございますけれども、しかし、実際にこれを進める上では、やはり民間の活力というのが欠かせません。私どもの方でも、このコンピュータ化を進めるに当たっては、登記簿上の、実は、墨で書かれた非常に古い登記簿もあるわけでございますけれども、そういうようなものも含めまして、すべて専門家が読み取りをしていただいた上で、間違いを正した上で電子データに直しているわけでございます。そういう作業はすべて民間に委託をいたしております。

また、コンピュータ化をいたした後、先ほど申したように、登記情報を提供し、あるいは登記所においてになってコンピュータ式のプリンターによって証明書を発行する、こういう業務も、実際の仕事に当たっているのは民間でございまして、私どもが民間に委託をしている、こうい

う形になっております。

今後、できるだけ民間でできることは民間にということ、最終的な責任は国において行う、こういう形を維持してやっていきたいと思つております。

○榊井委員 今後、未来の状態を考えるのに、きちつと筆界が決まりまして管理できるようになりましたら、普通だったら、その地価が幾らで、大体面積がこんなものだからこれぐらいの値段であるとか、あるいは、当の本人がこの土地は売る意思がある土地か、あるいは絶対もう譲らない土地なのか、そういったマークなり簡単なメッセーじなりを入れておいたらどこからでも検索できるような、そういったシステムがあれば、いろいろな会社が出店したりとかあるいは不動産を転売したりするときに多くの情報をもたらすことになりまして、そういったことまで考慮に入れて、こういった法律をつくるとき、日本は今赤字なんですから、何か法律を出すときには必ず、これだけ税金がふえるぞ、これだけでもかかるぞ、これだけ赤字が減るぞということも考えて、経済生産性が上がるような政策を前へ前へ打ち出してほしいということ強く言つておこうと思ひます。

それで、朝の井上委員や中村委員とちよつとダブつたりもするんですが、備えつけの図面の現状で、地図混乱地域のことなんですが、先ほどから何回も聞いておつて、ちよつとよくわからないんですが、これは一体何が国土交通省で、どこが法務省、その基準というのはどうなっているんですか。

○寺田政府参考人 法律上の構造はこういうことでございます。不動産登記法において、現在の新しい不動産登記法では十四条でございますが、登記所に地図を備えるということになっております。しかし、これは、備えるということが登記所の責任でございまして、作成は必ずしも登記所の責任ではないという仕切りでございます。

そこで、作成はどが行うかといひますと、これは昭和二十年代から国土調査というものを国土交通省の方で行つておられまして、そこで全国の

土地について一筆一筆確定をする作業をされておられます。先ほども申したように、十年計画でもう既に四回か五回行つておられる計算になるわけでございます。

これはまた別に、土地区画整理あるいは土地改良がございましたら、その成果物であります地図というものは、これはそのときの現状をそのまま示したものでございまして、これも法務局に送付されまして、これは現在では十四条地図ということに備えるということになっております。

もつとも、この土地区画整理につきましては、長く必ずしも国土調査上の指定がされなかつた関係で、法務局の側でも、当時は七条地図、新しい法律での十四条地図に指定しなかつたという経緯がございまして。しかし、最近はその直りまして、土地区画整理のものも法務局に備える地図の資格があるということ、現在はそういう扱いで、すべてが法務局の地図の備えに向かつてやつてきているわけでございます。

ただ、振り返りますと、必ずしも土地の権利関係というものの対する理解が関係者の間で十分でなかつたという反省があるわけでございますが、古い国土調査をした部分については、必ずしも現地をそのまま復元できるような形で地図に残念ながらなつていないものが一部ございます。そういう関係で作業が進まないこともございますし、また筆界未定地というものを解消する策がなかなかなかつたということ、かなりの部分が筆界未定地として残されているままで地図の作成が行われるという甚だ残念なところもあつたわけでございます。

そういういろいろな反省の上に、今回の筆界特定制度というののも一つのお役に立てる制度ということで登場しているということとつ御理解いただきたいと思ひます。

○榊井委員 なかなか明確な感じはしないんですけれども、やはり日本株式会社として日本を考えた場合、赤字だらけの会社であつて、これを立て直そうといったときに、国土交通省がこうである、法務省がこうであるというふうな、そんな縦

割りなことやっていても仕方がない。一丸となつて、国を挙げて一つのランドデザインをつくり上げて、例えば今回、土地をきちんと一回精査するんだつたら、いろいろな区画整理まで含めて一緒にたにデータ化から全部やつてしまおうというぐらゐの、そういう意気込みが欲しいですね。

それで、新たに民間にも新しいビジネスモデルであるとかいったものを打ち出していつて、活力を上げてもらおう、それぐらいの意気込みが法案一つ一つに何か感じられないので、ぜひ、日本を立ち上げるためのランドデザインをつくつて、どんどん前へ前へ取り組んでほしいと思ふんですが、ちよつともう時間がなくなりましたので、大臣、その辺についてどう思われますか。所見をよろしく願ひします。

○南野国務大臣 本日の先生の情熱をいただきまして、我々もしっかり頑張つていこうと思つております。

○榊井委員 情熱だけではなく、こういったアイデア、若い議員がだんだんふえてきましたので、いろいろな斬新なアイデアを持った方がたくさんいらつしやと思ひます。いろいろな面で改革を前に進めていくためには、こういった意見もぜひ積極的に取り入れて、日本をもう一回復興させたいと思ひますので、ぜひよろしく願ひします。

時間ですので、質問を終わります。

○塩崎委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○塩崎委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、不動産登記法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○塩崎委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○塩崎委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、田村憲久君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。津川祥吾君。

○津川委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしましたして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

不動産登記法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 新たに創設された筆界特定制度が、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に一層資するとともに、広く国民等に理解され、多くの者が利用できるよう、その周知徹底に努めること。

二 筆界特定制度の運用に当たっては、筆界特定が土地所有権に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、この筆界特定を行う筆界特定登記官及び筆界調査委員等において、その能力を高め、制度の信頼性及び公正性を確保できるよう、所要の措置を講ずるとともに、従前の不動産表示登記手続に著しい変更を生じないよう、特に配慮すること。

三 筆界特定制度が、より利便性の高いものとなるよう、裁判外紛争解決機関等の関係団体との効果的な連携に、十分に配慮すること。

四 筆界特定制度が、登記所備付地図の整備事業の一端を担うものであることにかんがみ、その申請手数料及び手続費用の決定に当たっては、国民が利用し易いものとなるよう、公費負担も含め、十分な検討を行うこと。

五 境界確定訴訟の結果を、登記事務に反映させることができるよう、境界確定訴訟と筆界特定制度との連携に、十分に配慮すること。

六 筆界特定制度が、的確かつ円滑に運用され

るためには、登記所備付地図の整備促進が不可欠であることにかんがみ、人的物的体制の充実強化に、なお一層努めること。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○塩崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩崎委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。南野法務大臣。

○南野国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○塩崎委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩崎委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十九分散会

平成十七年三月三十日印刷

平成十七年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B